

事業民生常任委員会

平成18年9月11日(月)

事業民生常任委員会

日 時 平成18年9月11日(月)午前10時00分開会 - 午後5時10分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 鍛冶、辻下

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、
萬谷住民部住民生活課課長代理、芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、
岸本福祉部高齢福祉課長、大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、
松永事業部長、藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、梶本事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
末原上下水道部長、古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、
奥野深日保育所長、中口総務部長、古田総務部理事、波戸元住民部保険年金課主幹、
寺田住民部税務係長、松下住民部住民生活課係長、相馬福祉部地域福祉課主幹、
鈴木住民部税務課主幹、広田上下水道部下水道課係長、早野上下水道部下水道課主幹、
多賀井上下水道部水道課主幹、河合上下水道部水道課主幹、
沢事業部第二阪和等プロジェクト推進課係長、寺田福祉部高齢福祉課高齢福祉係長、
池下福祉部高齢福祉課介護保険係長

欠席理事者 岡本住民部副理事兼住民生活課長、伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さんおはようございます。

本日はご多忙のところ委員会に出席いただき、ありがとうございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいま出席委員は6名、欠席委員は1名、鳥谷部委員が通院のため欠席しております。

理事者におきましては、岡本副理事が病気により欠席、また、伊吹参事が公務のため欠席との報告を受けております。欠員は1名であります。

定足数には達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、いつものことですが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただきよう、協力をお願いいたします。

過日、事業民生委員会におきまして継続審議された議案2件と、審議できなかった議案7件についての審査を行います。

それでは、これより議事に入りますが、その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんにちょっとお諮りしたいですけども、できましたら決算認定の件から先に審議に入っていきたいんですけども、どうでしょうか。よろしいですか。

田島委員 何か理由があります。

川端委員長 もしもそうしていただけたら理事者の方も関係の方は早く終わって、現場の仕事につかれるかと私は思うんです。この間も1日かかりましたし、もし委員の皆さんのご同意を得られれば、そうしたいと思うんですけども。

田島委員 継続ということは、住民さんにとっては料金改定の大事な審議ですので、住民サービスも大事ですけども、やはり慎重審議すべき問題で。

理事者退席となったら、どの程度まで退席させますの。でないと、部長で細部まで答弁できるかな。できる部長やったらおってもろてもええけども、即答できるんかな、質問に対して。課長、係長があらなんだら、部長できる。できるんやったら、課長以下、全部退席してもろてもいい。僕の意見ですよ。

川端委員長 もちろん関係部署につきましては、残っていただきますけども。

田島委員 それでいけるんだったら、僕は何も担当者に退席してもろても結構ですけども。

和田（勝）委員 審議のあれを変えてもええかなと思ったんですけど、住民サービスと田島さんも言うてるけど、住民サービスもええけど、やっぱり大事な審議があったんできょうに延びてるんで、やっぱり大事なやつからやってもらいましょうか、水道から。

奥野委員 進行方法ですけど、私が先週お願いしました資料を、今見させていただいたとこなので、自分自身もう少し資料の中を見て検討したいと思いますし、私は先に決算審査をしていただきたいというふうにお願いします。

川端委員長 もうこの順番どおりにいった方がいいというご意見と、順番を変えて決算認定から進めた方がいいというご意見とございますけども、ちょっと進め方について採決とりたいと思います。

順番どおりいく方がいいと思われる方。

中原委員 済みません。もしも決算の方の認定を先に審議するとしたら、後で残っていただく部局を、具体的にちょっと教えていただいてもよろしいですか。

川端委員長 そしたら、ちょっと事務局の方から。

辻下議会事務局長 従来の事業民生委員会に残っていただくのは、名簿にありますとおり各理事者23名が全員残ることになっております。今23名以上の方が、ここにおみえになっておりますので、10名ほどは退席されるのではないかと考えております。お名前を言いますか。

田島委員 退席者の名前を言うて、それによったら質問事項を。

辻下議会事務局長 ごめんなさい。オブザーバーで出席されている係長とか課長代理級の方のお名前は、ここに提出がまだ来てませんので、今すぐにパツと名前を言えと言われれば、ちょっと言えませんが。残っていただける方は23名。

退席する方は立ってください。済みません、起立してください。

（退席者起立）

辻下議会事務局長 ということになります。

田島委員 念を押すとくけど、この方らが退席したら即答できるな、課長、部長。

中原委員 済みません、ありがとうございます。おかけください、済みません。

田島委員がおっしゃったように、残られている理事者の方で、私たちの質問に対してお答えいただけるようであれば、私はどっちを先にしても構わないと思っているんです。でするので、採決、どっちに手を挙げたらええんか、ちょっと困っております。済みません、

無責任なことで。

川端委員長 私としましては決算認定を先にご審議いただいたら、今起立された方が、もうそれが終わった時点で退席されて、それぞれのお仕事につかれるので、その方がいいのかなと思って皆さんにお諮りした次第でございます。

田島委員 こういう例をこしらえたら、よその委員会にも波及するよ、例ができたんやから。そして何で先に決算だけするかという、やっぱり付託された順序から、大体委員会というのは詰めていくでしょう。その理由は何よ、決算からやれという理由よ。

川端委員長 私としましては、この間1日時間かかってあれしましたので、きょうは決算認定から。きょうもまたやっぱり住民負担増については、審議に時間がかかるかなと私は自分の中で思って、もし何でしたらきょうについては2日目でありますので、決算認定の方から審議して、そしてもうそれだけの方については、それぞれのお仕事に戻っていただく方がいいのかなというふうに、私は思った次第でございます。

田島委員 僕、前回の委員会で言うたはずですわな。会期中の継続か、それとも閉会中における継続か、これをはっきりせないかんと申し上げたつもりよ。そしたらきょう冒頭に、そういう意見調整してから、そしたら決算についてはこうこうこうやりましょうかと言わんと、もう継続の中身もわからんと冒頭に退席させて、そして決算からやりましょうかというのは、僕はどうも理解しにくいんやけどね。

川端委員長 わかりました。そしたらちょっと会議の進め方について、今、委員長一任と言っていたので、先に決算の方からしたいというご意見もございましたけども、もうこの順番どおりにさせていただきたいと思います。

田島委員 えらい委員長に迷惑かけますけども、申しわけないけども。

川端委員長 委員の皆さん、ご協力を。

奥野委員 済みません、何度もしつこいようですけれど。私、資料請求して、今ここでこのペーパー1枚見させていただいただけで、本当に判断に迷います。委員の皆さんはどうかわかりませんが、決算をやって先に、本当にもっと私は内容をじっくり中を見せていただいて検討したいように思いますので、改めて決算をしていただくようお願いしたいと思います。

田島委員 休憩は要らんで、そんなもんたびたび。

奥野委員 諮っていただいて、どちらがええか。

田島委員 奥野委員、言うとかけど、前回、委員会の終わりしなに、理事者側は、結局、修正案は

考えてませんと言うてるんやから、イエスかノーかどっちかやで。それを修正案やろうと思うたって無理な話や。

川端委員長 田島委員、ちょっと。済みません、暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。もうすぐに、20分から再開しますのでお願いします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時20分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

それでは、議案第83号「岬町下水道条例の一部改正する件」について、議題といたします。

本件について、担当課から資料の説明をさせます。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋です。奥野委員から資料要求につきまして、A4横書きの「料金改定等に伴う影響額」にまとめておりますので、ご説明させていただきます。

水道料金ほか、6項目の受益者負担について、3つのパターンを想定してその比較を行っております。

パターンにつきましては、パターン1が子育て中の若い世代、パターン2が子育ても後半にさしかかっている中年世代、パターン3が年金収入の高齢者世帯を想定し、それぞれのパターンで収入等の条件を設定いたしております。

各料金等を試算する上においての数量等の条件設定につきましては、水道及び下水道料金につきましては、子供の年齢などから一般的にみて水を多く使うかどうかの想定のもとに設定し、固定資産税については、税制改正時に標準モデルとしてお示しした条件を、町府民税以下の受益者負担については、設定した収入等から算出しております。

この結果、料金改定等による影響額は、パターン1の子育て世代で月額2,120円、パターン2の中年世代で月額2,250円、パターン3の高齢世帯では月額1,170円となります。

説明は以上でございます。

川端委員長 それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 資料提出していただきましてありがとうございます。先ほど見せていただいたところなので、内容がまだもう少し十分検討できておりませんが、この影響額の入る前に、町長に1つ確認したいことがございます。

この前の9月8日の冒頭に、毎日新聞による記事に関するコメントをいただきました。皆さんお手元にお持ちかと思えますけれども、その一番下から2行目を読ませていただきます。

川端委員長 ちょっと奥野委員、それは、この議案に関係あるんでしょうか。

奥野委員 はい。読ませていただきます。

「今後とも私自身、経験した中小事業者の厳しい経営など、町民の皆様の痛みを十分に理解した町政運営に努めてまいりたいと存じます。」という文言がございます。そこで、町民の皆様の痛みを十分に理解した町政運営について、町長はどのようなお考えなのか、基本的なお考えを先にお聞きした上で、この内容について入らせていただきたいと思います。

石田町長 町長の石田でございます。

まず、今回の現在ご審議いただいている水道料金の値上げという部分に関して、特に答弁したいと思うんですけども、確かにただいま追加資料を出させていただいた中で、一番大きなパターン2、ここでは影響額650円という形の痛みを、住民の皆さんには負っていただかなくてはならないという形になるかと思えます。1日に直しますと二十何円かの部分の、非常に毎日のことでございますので、大きな影響が出るやもしれません。ただし、もし今この時点でこの改革をしなければ、これを先送りしてしまえば、また数年後にはもっと大きな痛みを、急激に住民の皆さんに負わしてしまうことになる。そういう判断を我々はいたしております。

したがって今この12.81%、非常に厳しい痛みではございますが、問題を先送りすることなく、今この時点で皆様方にご判断を仰ぎたいという形で、今回の提案をさせていただきます。

以上でございます。

奥野委員 ありがとうございます。

今やらなければ、数年後には大変なことになるというのも私も承知しておりますけれども、それに伴って先ほどのいただいた資料、もう少し中を検討させていただきたいと思えます。

3つのパターンをお示しいただきましたけれども、またこの毎日新聞を引用させていただいて申しわけないんですけども、先日、これはいつやったかな、9月8日の朝刊に、町長の滞納の分の新聞の記事の中で見させていただいている中でいきますと、町の試算で

は土地150平方メートル、建物100平方メートルの町内の一般的な家庭で、地価が10%下落したと想定しても、税率アップにより負担額は今年度は3万8,300円から来年度4万5,600円となり、7,800円ふえるという記事になっております。

このパターン1、2、3も同じような内容になっているかと思えますけれども、いろいろ条件もあろうかと思うんですけれども、かなりその記事の内容が金額的にも全然違いますし、これは固定資産の関係の部分ですけれども、その辺、内容はどういう内容なのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

固定資産税の新聞記事、ちょっと今手元がないので確認できないんですけれども、税務課の方にも取材がありまして、もともとその記事のものは「岬だより」の8月号から始まってます、産経新聞、その後、毎日新聞と。そのときに、電話でその中身について取材を受けたときに、「岬だより」の固定資産税の試算というものを見ながら、相手もお持ちやったと思うんですが、説明させてもらいました。平成18年の税額3万8,300円。

奥野委員 7,800円と言われたんと違いますか。

吉田住民部税務課長 いや、こっちでは7,300円でやってます。

白井住民部長 ちょっと済みません、私の方から。

川端委員長 部長。

吉田住民部税務課長 言います。年間で18年、19年の差額が7,300円、それを12カ月、これは1カ月当たりですべて置きかえてますので。通常、税金については4期に分かれているんですけれども、ちょっとそれでいくとややこしいので、ほかの料金と合わせまして、こういう納付の仕方はないですが、一応1カ月としたら610円になりますよということで、ほかのものと1カ月当たりという単位に置きかえたものでございます。

奥野委員 わかりました。じゃあ年額で7,800円という数字ということで。

それと、今回水道のパターンで20立米でいきますと、この金額だということですが、

川端委員長 下水道、今やってるのは。

奥野委員 これは下水に限ったことで審議すればいいのか、私はこの全体を見ながら。

川端委員長 済みません、ちょっと運営上。奥野委員は、まあ言うたら下水道の負担増から、ほかにも皆負担増があるのでという思いで言われているんですけど、できるだけやっぱり今は下水道条例の一部を改正する件についての議題について、できるだけその辺で審議をお願い

いします。

奥野委員 下水に限ってという内容になりますと、話が非常にしづらくなるんですけども、私がこの資料請求した理由というの、どれだけの全体で負担額になるのかという思いがありましたし、そういう資料請求をさせていただいたつもりですので、下水に限っての質問だと言うと非常にしづらくなりますので、質問内容を大きく考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

川端委員長 和田委員、運営上ですか。

和田(勝)委員 奥野さんもパターンを出してもろて質問したいと思うんですけど、今、委員長がお話してるようにやっぱり下水、水道のことできょうは継続になってますので、一応データは見てもらって、少しぐらいの質問はいいですけど、余り広くいったらどこへ行ってしまうかわからへんで、できたらもう下水と水道ということでお願いします。

川端委員長 今、和田委員は運営上で言われたことですので、奥野委員、もう質問はよろしいですか。

中原委員 今の運営上のかかわって。

川端委員長 いえいえ、いえいえ。今、奥野委員の質問は、一応終わっております。

中原委員、どうぞ質問を、この案件に関する質問をどうぞ。それで手を挙げられたんじゃないんですか。

中原委員 進め方のことで、

川端委員長 運営上ですか、はい、どうぞ。

中原委員 私自身は、この件に関してですけども、奥野委員がおっしゃっておられることが、妥当だと考えておるんです。というのは、負担増についてということをご心配になって、この資料請求をされた。住民さんにとっては、今回の負担増は下水道料金だけに限ったものではないという点で、私自身も判断をするときは、この下水に関して判断をするんですけども、それは大きな住民さんそれぞれ下水だけではない、水道料金もそやし、固定資産税もそやし、ほかにもここへ載ってない負担は当然ありますので、それぞれの負担を考慮した上での下水道料金についての審議というふうにご考えておりますので。

川端委員長 中原委員、申しわけないですけども、今の議題は負担増についての議題ではないんです。今はこの岬町下水道条例の一部を改正する件についての議題なので。ただ参考資料として資料請求していただいて、それをご自分たちでこれをもとにいろいろ考えられるのは、それはもうご自分のことなんですけども、あくまでも今議題となっている案件につきまし

ては、岬町下水道条例の一部を改正する件についてでありますので、その中での審議をお願いいたします。

田島委員 やっぱり委員長が言うのが僕は正しいと思うんや。まず議案の審議の前に、運営上の勉強をもっとしとかなあかんと思うわ、何がルールかルールでないか。それは別に下水の審議において、上水の審議は関連で若干ならかまへん。しかし一緒くたに審議したら議案の順序があるんで、やっぱり委員長を困らしたらあかんと思うわ。やっぱり委員長の進行、もうちょっと委員長に協力したらなあかん。やっぱり自分が委員長になったら大変やで、これ。

川端委員長 ご配慮ありがとうございます。

そしたら本題に戻りまして、この下水道条例の一部を改正する件についての皆さんご審議、何か質問、またご意見ございませんでしょうか。

反保副委員長 この資料請求の設定の欄ですけど、低く設定されているように思うんですけど、その辺はどんなもんですか。設定基準が低いように思うんですけど、これはあえて低くされているんですか。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

今回、下水道料金の改定につきましては、パターン1の35歳夫婦、これはモデル的につくっておりますが職員の聞き取り等、私自身も含めて、私自身は大体パターン2のあたりに入るんですけども。世代的に見まして、当然若い世代というのは子供の使用料も少ないので、20立米という設定してます。

パターン2、私も含めて職員の世代とか、近所の方の確認も取っておりますが、若干、各家庭によって非常に使い方がいびつな状況になっております。というのはシャワーを使う家庭とか、あとクラブに入ってる子供がいるとか、娘さんが2人で朝シャンをするとか、そういう状況がありますので、多分個々の家を特定すれば、この30立米とはなりません、平均すれば下水道で使っている範囲については、このあたりにおさまっております。

それとパターン3につきましては、反対にもっと少ない世帯もかなりあるんです。6立米とか8立米の世帯もあります。そのあたりも含めて、下水道の料金設定につきましては20立米、30立米、10立米と、このパターンでモデル化するのが妥当と考えましたので、こういう設定をさせていただきました。

以上です。

反保副委員長 ということは、平均で取られたわけですか。

末原上下水道部長 これはあくまでも平均ではございません。平均という数字になりますと、この1けたのところについては当然数字が出てくるんですけど、これをモデル化するに当たって、下水道では各世帯の年齢構成等は一切わかりません。何人お住まいというのは、最初、下水道をつないだときには人数把握はできているんですけども、そこから人数の増減ということについては、うちの資料では把握できませんので、あくまでもモデル的なパターンということで、きっちり当てはまるパターンの型というのは、平均ではないと考えております。

以上です。

川端委員長 副委員長、よろしいですか。

反保副委員長 いいです、ちょっと低いようには思うんですけど、結構です。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 今お答えいただいたこの資料ですね、末原部長の方から職員の方とか近所の方にお聞きして作成されたということで、大体人数的には何人ぐらいに聞き取りとかされたのか、お答えいただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 下水道料金につきましては、パターン1につきましては3人ずつ、パターン2、3、3という形で設定をさせていただきました。

以上です。

中原委員 何人ぐらいに聞いたんか。

末原上下水道部長 パターン1について、3人ずつ確認をとってます。その中には先ほど説明しましたように、パターン2の中には私を含めております。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 今3人ずつということで、ちょっと時間も金曜日にこの資料の請求の依頼があって、月曜日に間に合わさないといけないということで時間的な無理もあって、ご苦労されたとは思いますが、ちょっと資料としては不十分ではないかなという、今、人数を聞きまして印象は受けておるんですけども。

結構です。ちょっとさっきのことに戻ってしまうので、済みません。

田島委員 資料をいただいて見てるんですけど、これ見ても同じことと思うんですけど、基本的なことをちょっとご答弁いただきたいんやけど。

今回、将来にわたる財政の関係で恐らくこういう、下水にしても、後の水道にしても上げてきたと思うんですけど、現在の料金と、そして今回提案してきた値上げの料金、この増収額、この差額はどのぐらいの金額を算定してるんかと。

そして次に、これをまずそのまま値上げせずしていった場合、次年度の当初予算に影響があるのか。あるとすれば、予算が組めない現状であるのか。この2点、ちょっと説明を求めたいんですけど、細かい数字は結構です。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

今回提案させていただいた別冊の資料案をおあげ願えますか。そちらの中に、一応現在3年間、5ページなんですけども、財源内訳を書いております。この中で現在の状況の中で推移しますと、一番上の棒グラフの上の汚水維持管理費の3億3,900万円。このうちの72%については、下水道使用料で賄えます。しかし、その残りの27%については、現在の料金を継続しますと、一般の方からお金を入れるという状況になるんですが、次の6ページになりますと、現在の使用料のうち使用料金が3億4,600万円になりますので、ほとんど100%に近い形、96.73%という形で、維持管理費については賄うことが可能となります。したがって、この料金の差が、一般会計の方からの繰入額ということになります。

ご質問の、そのままにするとどうなるかということになるんですが、これは一般会計の方から繰り入れていくということになりますので、下水道会計として安定的な、継続的な形に進めるためには、一般会計の繰り入れをなるべく減らしていくという方向を考えておりますので、一般会計に負担をかけるという状況になります。

以上です。

田島委員 次年度の予算に、どの程度影響あるかということやな。

末原上下水道部長 金額的には2億4,500万円と3億4,600万円で、約1億円を3カ年で割りますと3,300万円の影響がくるということです。

以上です。

田島委員 僕の考えとしたらできる限り、下水管の普及率が悪いのが要因と思うんですけど、それも負担あった中で3,300万円、頭痛いな。認めんと、将来的にいろいろな部門で影響を来すもんな。本当は受益者負担でやっていただいたらいいんですけども、あんまり一般会計を繰り入れるというのは、僕の趣旨からいうたら余りそぐわんと思うんで、難しいけど

な。時間内に自分で判断を出します、結構です。

以上です。

川端委員長 田島委員よろしいですか。

ほかの委員の皆さん。

中原委員 今資料の説明をいただいたんですけども、7ページのところで維持管理費、Bという項目があると思うんですけども、これの内容は人件費とか、施設補修費とか、何とか負担費とかいうふうに説明されてたと思うんですけども、このあたりはそちらの方で努力されて、こういうふうに19年、20年、21年、こういう格好になっていくということなんですけれども、このスリム化する努力の中で、一般会計からの繰り入れを抑えるという点についてはいかがでしょうか。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

その辺の努力、健全化ですね、その形については1ページから、主に2ページの方で説明させていただいておるんですが、2ページの方に資本費平準化債と。今までいろいろ工事を進めるに当たって、その工事費の一部を借入金によって賄っていると。そのあたりの年の差を、資本費平準化債という法律に基づいてもらえる分がございますので、それを活用すると。あと水洗化率の向上につきましてもアピールを行って、水洗化の向上を図る。コスト縮減については工事費を削減するという形で、この中にもちょっと書いておるんですけども、経済的な積算ということで。今年度につきましても会計検査の方も岬町の方に来まして、その方法については大阪府の中でもモデル地区になるような形で、大阪府で1位町になるんですけども、岬町だけでコスト縮減も非常に図っているという状況で、こういう例もあるので、皆さん参考にしてくれというような講評もいただいていると。そういう中で、努力は非常に行っていると。

今おっしゃっております水洗化率の向上についてもパンフレット等を作成して、再度アピールしていきたいということで、経営改善を行っていきたいと考えております。

以上です。

川端委員長 中原委員、もうよろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

ないようでしたら、質疑をこれで終了しようと思えますけど、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 続いて、討論を行います。討論はございませんか。

中原委員、どちらですか、反対ですか。

中原委員 今いろいろとご努力されていることもお聞きして、運営上のことで、この下水道料金だけにかかわってということでしたけれども、私自身としては住民の立場に立った場合に、負担について1つ考える部分がありまして、この資料も今いただきましたけれども、この資料に載っていない部分の、私たちの年代で言えば定率減税の影響ですとか、あと65歳以上の方で言いますと、住民税とか、国保とか、介護保険料とか、ここに載っていない負担が、莫大にふえているというふうに考えておりますので、その中で、やはり負担増というのは了解しがたいと考えています。

それともう1点、一般会計からの繰り入れに非常に頼っているという状況で、一般会計についても本当にむだがないのかという、一般会計のむだを省いていく中で、下水道料金なんかについても検討していける点があるんじゃないかなと考えておりますので、この議案に対して反対いたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

奥野委員、反対ですか、賛成ですか。

奥野委員 賛成です。下水道条例について賛成の討論をいたします。

いろいろと下水を普及していただいて、元利償還金がかかなり膨らんでおりますけれども、今回の改定に伴って府下、中ほどの改定ということで、まだ突出したところまでいかないので、この料金改定については、今後もっと普及率を高めていただく努力を担当課の方でどんどんしていただいて、財政の健全化に向けての、もうその要望も含めて賛成といたします。

川端委員長 ほか、反対討論ございませんか。

田島委員 本来、質疑でちょっと言いたかったんやけど、もうちょっと進行してきたんで質疑はルール上できませんので、質疑はやめて討論でちょっと言いたいと思います。

財政的に大変なんで、本来なら賛成せないかん立場ですけど、しかし私らやはり住民代表で、住民の声を反映すべき立場で上がってきているので、一応住民の意見として申し上げたいと思います。

討論にしたらちょっとおかしいと思うんですけども、これだけの値上げの数値を上げている以上、恐らく維持管理費についても職員が何名あって、いろんなくあいに管理の汗をかいたんか、かいてないのか、これも見えてきてないわけですね。何人の職員さんが従

事して、この料金になったか。そしてよそでは、もう民間委託の方も検討している自治体もあるわけですね。そして、その部分が質疑で聞きたかったんやけど、ちょっと私のミスで聞かれなだったので。

それで最後に、この金額に丸太ん棒賛成の方もおりますけども、私としたら急激にそう上げるんじゃないしに、できれば2分の1の値上げ率で今回見送っていただいたら、やはり住民も納得するのではないかと。そういう考えでおった中で、討論のこの中身についてご理解がなかったら、私は今期、時期尚早という形で、やむを得ず反対の立場に意思表示したいと思いますので。この部分について、何らかの救済措置があったら賛成をしたいんですけども、なければ反対として意見を表示しますので、私の反対討論といたします。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。賛成討論ですか、お願いします。

反保副委員長 財政的な面を見ていくと、賛成をせざるを得ないわけですが、賛成の条件として、要望といたしまして、やはり住民の皆さんの大きな納得、理解が必要やと思います。だから行政の方から告知方法というか、やはり住民の納得のいくまで繰り返しそういう説明会なり、あるいは書類の配布なりの方法は別として、やはり一番大事なのは今の時期、住民さんの理解、納得がまず必要と思われま。だからこの辺をひとつ大きな要望といたしまして、一応賛成の方に回らせていただきますけど、一番大事なのは住民さんの理解、納得やと思います。よろしくお願いします。

川端委員長 続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、賛成討論もありませんね。じゃあ討論は、もう終わってよろしいですか。そしたら討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第88号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、担当課から資料の説明をお願いいたします。

済みません。議案第 88 号に入ったんですけども、暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では、暫時休憩します。再開は 11 時 10 分です。

(午前 10 時 58 分 休憩)

(午前 11 時 10 分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、先ほどの議案第 88 号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」についての担当課から資料の説明をお願いいたします。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋でございます。

先ほど若干ご説明をさせていただきましたが、料金改定等に伴う影響額の本日お配りをさせていただきました資料について、水道の部分だけ、もう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

パターン 1、パターン 2、パターン 3 については、若い世代、中年世代、それとお年寄りの高齢者世帯ということで設定をさせていただきました、水道料金につきましては、12.81%の平均改定率で計算をいたしました影響額の記載をさせていただいておりました、パターン 1 の若い世帯につきましては 20 立米を設定をし、影響額は月額でございますが 390 円。パターン 2 の中年世代につきましては 30 立米を設定をし、影響額は月額 650 円、高齢者世帯につきましては設定を 10 立米とし、その影響額が 180 円となっております。

説明は、以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 これもまた下水とまるきりよく似た考えで、初日の委員会的时候にはいろんな府営水、自営水の件について、自己水がどれだけ頑張れるかといったら、あんまり頑張っていたとしても、わずかですけども助かるんですけどね。結局、大口需給がなくなった、これも要因。そしてもう一つ、やっぱり維持管理費というのかな、維持管理と当町の職員さんの数が妥当であるのか、妥当でないのか、これはもう当然人件費に反映してきますので。また一つの方法としたら民間委託と、そういう方法も考えられるんですけども、そういう方法

は考えられたんか、考えられてなかったのか。まず、職員数と、これに人件費は何ぼかかっているんやと、水道事業をするに当たって。そしたら極限努力したら何名でいけるのか、そして民間委託にするような考え方、できるのであれば考え方があるのか、その点をまず、大まかなご答弁をいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

職員数につきましては、今回、前年度から1名の減ということで、8名で運営しております。その中で、民間委託の推進についての考え方なんですけども、民間委託につきましては住民サービスの維持、向上、また経費節減の観点から、水道法の改正が平成15年にございました。そのあたりで民間委託という方策が可能となっておりますので、行政責任を確保しながら、民間委託を検討していきたいと考えております。

その内容につきましては、集中改革プランでもその考え方を示しております。しかし、個々の物件について、1人の職員が兼務という形で、現在、水道というのは処理をしている状況から考えますと、個々の1つ1つの業務を委託をかけるとなりますと、かえって不経済となる懸念もありますから、業務の総点検を行って職員の数を視野に入れながら、民間委託を考えていきたいと考えております。

民間委託できる内容といたしましては、閉開栓業務、窓口業務、日・宿直業務、浄水場の管理、未収金の整理等がございます。また、毎日11カ所の水質管理を行っておりますので、この内容についても考えられますが、何分にも現在少ない職員の中で兼務をかけてやってる状況。この辺の考え方については、一たん整理が必要かと考えております。

それで全般的な職員の数ということになりますと、他市町に比べて多いわけではございません。統計的なものもございませうが、統計の方で職員当たりの給水人口というような形で、大きな自治体でも平成15年では、給水人口にかかります損益勘定の職員というのは2,500人程度ということもございませうので、当町については少ない人数で、下水道の関連工事も現在推進しながらやっていくということで、給水人口に対する職員数は少ない方に入っております。

あと維持管理費についてなんですけども、維持管理につきましては今言いました民間委託も、また将来的には他の自治体とも組んで、消防組合のような形も検討に入っただけなんですけども、何分組む相手というのは、もう限定されております。そういう相手方の事情もございませうので、当面の間は、この5年間につきましては岬町の内部で、その辺

は委託も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

川端委員長 済みません、まだ人件費について。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋でございます。

人件費につきましては、共済費、互助会の法定福利費を含めまして、1人約1,000万円程度の積算で計上いたしております。

以上でございます。

田島委員 水道の事業の中身については、僕は評価はしてるんですよ。やっぱり普及率が100%達しているから、その事業についてはようやってくれてると、それはありがたい話ですけど、もう未給水地域がゼロという形で。

しかし、やっぱりまだまだ努力してほしいのは、結局、民間会社であれば、小さな投資で大きな効果をねらわんと、もう倒産してしまうわけやね。ということで、何も8名が多いとか少ないとか言うてないんですけども、部長の答弁の中でも8名でやってるんですけど、閉開とか、窓口業務とか、日直とか、いろんな徴収もわかるんやけども、どこか何かのところをもう少し民間の方にできるもんならしてもらったら、また努力の成果が出てきたら、水道料金の値上げもある程度抑えられると思いますので。そこで事業のご苦労はわかってるんやで。わかってるけど、住民さんが朝起きたら必ずすることというたら、蛇口ひねることやね。寝る前でも、またお風呂に水を入れるのに蛇口ひねらないかんし、そこをね、毎日の必要な生活のものをぐっと上げられたら僕らもしんどいんよ、下水と一緒にね。

そこで同じことを言うんですけども、まず将来にわたってとりあえず民間委託の方向に向けて、いろんな総点検をしていただいて、計画をしていただくという約束が、まず欲しいですわな、そのお約束をいただいて。

そして今回のこの水道料金の場合でも、一般用の部分について基本料金924円の部分、アップ率が28円。小さいけども、数は毎日使ったら大きな額になりますので、できたらこの料金体系じゃなしに、若干なりとも調整できるのかできないのか、まずお聞きして、できるのであれば、私は反対すべきものと違うと思いますので、まず、料金体系の上程された部分について、調整が効くんか効かないのか、その部分をご答弁いただいたら、僕もまた採決の時点で判断して、賛成か反対か意思表示しますので。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

今、料金の考え方というところで、今回の改定につきましては、資料の16ページにありますように、10立米、20立米、30立米という形で、改定案については府下2位、1位、1位というような形で考えておるわけなんですけども、その中でこれを下げていくという考え方になると、今ご提案をいただきました基本料金を下げるという内容についてなんですけども、前回の改定時には一部使用料の少ない年寄り世帯という形で、今回のパターン3に当たるような、これより少ない6立米、8立米という改定の中で、かなり金額を抑えた形で福祉施策と言いますか、行ってきた経緯がございます。

その中で、今回、その方についても基本料金については、すべての方に反映されるという考え方がございます。当然、基本料金を下げれば全世帯に影響を与えるということは、言いかえますと、この料金改定の率を全体的に下げるということに結びつくわけでございます。

したがいまして、それが何らかの施策で収入があるという見込みがあれば、私もこの場でその率について再考して、何らかの方策ということをお答えしたい状況ではございますが、上下水道部の内部の努力というのは、その辺を示させていただいて、これ以上というところは、非常に苦しいところにきてます。しかし、そのあたりにつきましては、ちょっと水道部内部だけでは非常に苦しいところがありますので、この辺については、前回の改定時に反映させていただいたという回答でご了承願いたいと思います。

以上です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構です。

川端委員長 ほかに委員さん。

奥野委員 1点お聞きしたいと思います。

別冊2の資料の11ページに経営の健全化という内容で、7番目に未収金対策を書いていますけれども、この資料でいきますと、上の表で18年度見込みは未収金が2億4,679万5,000円という高額な未収金になっております。この未収金に対する内訳といいますが、どれぐらいの件数があるのか、そしてどういう未収金対策をされてる内容を報告いただきたい。

そして最後に、コンビニ納税を検討、促進するという内容になっておりますけれども、これに伴って納付件数がどれぐらいの見込みがあるのか、ふえるのかという内容のご答弁をお願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

先ほど別冊資料の11ページということで未収金、18年度については2億4,600万円という形で表記させていただいておりますが、これは決算の話でありまして、実際に料金という形で水道料金に係る部分については、1億4,000万円から下水道関連の分を引きますと、約1億円という形で未収金はございます。

この対策といたしましては、督促状を出しておるわけなんですけれども、この中につきましては一般質問でもございましたが、債権の回収については、従来、5年という形で法解釈がなされておったんですけれども、これが水道の改正で解釈が変わって約2年。そうなりますと、2年につきましては約2,000万円強の額がございます。したがって、その債権を回収するに当たっては、一般質問の中で回答を行いましたけれども、一たん整理をしなければならない状況がございます。これは他市町とのバランスもございます。その辺、町の方の考え方を整理して、この未収金の回収について努めていきたいと考えております。

次、コンビニの収納についてなんですけれども、コンビニ収納については、すぐに対応というのは非常に難しい状況になっております。といいますのは、コンビニ収納については24時間で収納できるということで、現在のライフスタイルに即した形とはなってると思うんですけれども、町の方では、もう税の方でコンビニ収納を導入しております。

しかし、水道料金のシステムというのは、今回、コンビニ収納をすぐその古い機械に盛り込むというのは、非常に困難な状況になっております。その収納の機械については、一応19年には新たな改定も行って、それについてはコンビニ収納のシステムも盛り込んだ形で、対応を考えたいと思っております。

ちょっと私の方では、そのコンビニ収納を導入することによって、どのくらい率が上がるということは、十分には把握できておりません。

以上です。

奥野委員 先ほど末原部長からの答弁をお聞きしてまして2年から5年に短縮、督促ができるのが2年になったというご答弁をいただきまして、そのうちの1億円の分が2,000万円しか督促できないという内容になっております。できましたらその2,000万円で、うち件数としたらどれぐらいの件数になるのか。

それと今の答弁でいきますと、2年間で過ぎたらもう督促できない。その2年間のうち

にどれだけの督促をしてるのかということが、全然目に見えてまいりません。督促状を出ただけで、もう終わっているのかというような答弁かと聞こえてくるんですけれども、2年ぐらいなら、あつと言う間に過ぎてしまうので、未収金がどんどんふえるような傾向にあるのではないかというふうに思いますので、その辺、もう一度答弁をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

もう少し未収金の抜本的な対策について、詳しく説明を加えていきたいと思えます。

この処理の方法につきましては、先ほど言いました15年の最高裁の調停がありまして、基本的には5年から2年という判断が出ております。

この対策の方法については、会計処理と債権管理を区分して考えていく必要があると考えております。二通りの方法があると現在考えられておるんですけれども、会計処理上は時効を経過した水道料金債権について未収金の時効の援用のあった債権、それと援用のない債権に分離しまして、援用のない債権につきましては徴収停止の手続を行って、この徴収停止を行った債権は帳簿外で資産として保管した上で、不納欠損として処理する方法が考えられます。

しかし、この簿外で管理している債権につきましては、債権者が料金を支払うと言ってきた場合に、その場合には雑収入で受け入れることが可能と考えています。しかし、この処理を行う上におきましては会計処理を終了していますが、債権債務が残るために民間の方、一般の方から、例えば時効の援用をするかしないかを町の方で意思確認をすると、こんな話でも考えられます。

また、別の方策といたしましては、時効が経過した時点で不納欠損処理をして、会計上の処理を終了すると同時に、条例に基づいて債権放棄をするという方法であります。この方法について、民間の企業である関西電力会社ですね、このような取り扱いをしてると聞き及んでおります。

また、民間では時効を経過をした債権を保有する費用対効果、例えば時効を経過した債権を訪問して徴収していくと。その辺の費用対効果の観点から、放棄する判断をしているとも聞き及んでおります。しかし、この場合については条例制定とか、債務者の時効の援用内にもかかわらず債権放棄をするということで、住民の方々から批判を受ける可能性があります。

いずれにいたしましても、抜本的な対策というのは、近隣の市町村の動向もあわせて考

えて、また、債権を処理するに当たっては財政状況ですね。かなり黒字がないと、これを処分する方も苦しい状況になります。このあたりも検討しながら、考えていきたいと考えます。

以上です。

川端委員長 済みません、件数は。

末原上下水道部長 失礼しました。上下水道部の末原です。

全体の件数は、延べ3万2,986件となっております。1億4,000万円に対しまして、延べ件数は3万2,986件となっております。その中で、先ほど言いました実質的な未収金というのは1億340万円となりますので、先ほど3万2,986件から2万4,693件、今回の未収金の水道料金に関する未収金につきましては2万4,693件となります。これはあくまでも全体として、1億340万円についての件数でございます。

以上です。

奥野委員 もう一度済みません。先ほどご答弁いただいた中で専門用語があって、「援用」何とか言われた字句のもう一度説明と、これは延長というような意味だと思うんですけども。それと2,000万円の回収のときに、その後何かちょっと言われた字句がわかりにくかったので、もう一度その辺、ご答弁をお願いしたいんですけども。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

先ほど2,000万円強という表現もさせていただきましたが、約1億340万円については、現在、過去からすべての部分を含めた金額で説明させていただきました。この2カ年ということに限るとということで、時効の期間が2年であるという考え方に基づけば、約2,000万円強の金額ということでございますので、その件数については、今すぐ資料は整ってはおりません。

それと「時効の援用」という言葉なんですけども、時効であることを住民の方から明確に主張する行為が、時効の援用という言葉の解釈でございます。時効であることを明確に主張する行為が、時効の援用ということでございます。

以上です。

奥野委員 時効の援用という内容が、もう少しわからないんですけども、2年間過ぎれば、もう時効かなというふうな解釈でいいのか。それであれば2年間放置すれば、もう支払わなくていいというような内容になってくるものなのではないでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

今この5年、2年という支払いの件につきましては、明確な数字を出すに当たって給水停止ということが当然係わってきます。今言われるように2年間も放置することは、当部としては考えておりません。一定の線引きをすることによって、督促状も出しながら各家も訪問して、悪質なものについては給水停止をして、その2年という期間を待たずに給水停止を行うことによって、これ以上ふやさない方策を考えております。

以上です。

奥野委員 最後にもう1点だけ。今の答弁で、「給水停止」という語句が出ましたが、今まで給水停止をされたことがあるのかどうかだけ、ご答弁をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

給水停止につきましては、岬町の給水条例の中で条項が定められております。しかし、適切な運用が行われていなかったという経緯がございます。現実的には、私の知る範囲では1件給水停止をやっております、過去に。

以上です。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

では、他の委員さん、質疑、意見はございませんか。

反保副委員長 料金算定のことですが、一応事業運営に必要な経費に見合っただけ料金を定める総括原価方式により算定したと。12.81%ということなんですが、部長の方から修正案はございませんという中で、やはり企業努力も必要と思いますし、料金の算定期間を動かすことによって上げ幅を低くするとか、そういったお考えというのも、そういう案はないんでしょうか。通常3年から5年ということですが、この辺をさわって少しでもアップを低くしていくと。

同時に上下水道代、2つともアップをする。それもかなりのアップ率ということになれば、先ほど奥野委員が言うてはりました未払いというか未納者も、これからふえてくるでしょうし、やはりそういうところをもう一度見直すような方法というか、計算というか。その辺も修正案はございませんということでお聞きしていますが、その辺、全く修正案というのがないものか、あるいは12.81%がぎりぎりの線だと思んですけど、この辺を企業努力の上で8%ほどに抑えろとか。同時に上下水道代の上げ幅を、少しでも軽減するような方法というお考えは、現在、全くないんでしょうか。その辺、お聞きしたいと思

ます。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

料金算定の期間については、水道については皆さんの方が使われているという公平性の観点もございます。おおむね3年から5年を基準という形で、今回、改定の中で5年という期間を選んでおります。

前回の改定につきましても5年で行ってきたわけなんですけども、今回の改定につきましては前回の人口の問題、人口が伸びるという状況の中で、前回は算定させていただきました。それとまた大型の事業者、電力会社等ございますが、そのあたりの撤退についての情報、この辺についても議員の質問の中にも十分把握できなかったというようなこともございました。今後予想されるものについては、人口が減っていくという形で一定人口の考え方については、町の中でコンセンサスの取れた内容について、人口の設定をさせていただいております。

あと改定率の問題なんですけども、この3年から5年という中で、3年という考え方もございます。その考えの中から、今回は5年というのを選んでおるんですけども、そこをさわりますと、今回、改定の中で18ページの方になるんですけども、この18ページの中では19年から23年の5カ年という形で、毎年、当年度の純損失というのが97万円とか、20年については90万円、21年、346万円という形で。済みません、失礼しました、9万7,000円。トータルとして40万円程度を、3年に算定するという方法もございます。

しかし、この割り戻しについては、率は少しは変わると思うんですけども、大幅な改定とはなりません。この12.8%というものと余り変わる状況ではございません。したがって、算定期間を短くする、長くするにはかわらず、大まかな金額等は変更がないと考えております。12.8%が少しは変わりますけれども、それが大幅に、先ほど言いました10%を切るという形では、検討できないような状況になっております。町としてその辺、3年から5年という中では、安定的な検討をするということで、5年を採用させていただきました。

以上です。

反保副委員長 今説明を受けましたけど、やはり今のこの時期に、なかなか納得度は少なくなっていくと思うんです。だからこのアップについては、やはり多くの住民の方からの納得とい

うか、やはり下水道のときと同じように、それがアップにつながっていく最大の要素と思うんですけど、その辺はもう一度お聞きしますけど、告知方法はどのような方法か、もう一度お聞きしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

水道料金の改定並びに下水道料金の改定につきましては、上下水道部でリーフレットをつくりまして、料金の改定上げ幅、並びにこの改定に至った状況を5、6枚のページにわたって掲載して、住民の理解を得たいと考えております。

その中では先ほどの中で料金が高い中で、それ以上にまた上げるという内容の説明を行っていきたいと思っております。そのあたりは17ページで、岬町の地形的な状況、府営水が淡輪まで来ると。そこから深日、多奈川という形で山を越えて配水池をたくさん経由する。また、電力についても配水池に押し上げるための費用、維持管理費もかかっております。このあたりも説明を加えながら、図面の方で岬町の状況も説明しながら、住民の皆様にご各戸配布を予定しております。これによって理解を得ていきたいと考えております。

以上です。

反保副委員長 私はそういう書面の配布、全戸への配布よりかは、やはり水道料金だけのアップに限らず、いろんな改正が重なってますので、やはり岬町の現状はこうなんだと、だからこういうふうな状態にアップをせざるを得ないんやという。それを直接町長が訴えていった方が、やはり了解してもらったらみんなに痛みがあるわけですけど、書面だけではなかなか痛みには耐えていられない、余計に反発が高くなっていくと思うんですけど。やはりこの際、告知方法として一応対面的な、そういう岬町の現状を知ってもらうという方法はとれないものでしょうか。

川端委員長 町長答弁ですか、町長をお願いします。

石田町長 町長の石田でございます。

私どものいろんな町政の報告につきましては、いろんな広報紙等々もやっておりますし、今般、住民説明会を9カ所もやらせていただいたように、私は住民との対話というものを決して拒むものではございません。

ただ、今回でもせっかくいろいろやらせていただいた中で、問題がちょっと難しかったかもしれませんが、非常に住民さんのお集まりも少なかったという点では、本当に我々のまだPRも不足だったのかなという気がするんですけども、先般の9カ所で350

名ということでございました。

ただ、これの数が多い少ないかは別として、この問題だけではなくて住民説明会というのは、今後ともいろんな形でやっていこうとは思っております。それをただただこの1点に絞るのかというのは、これからまた精査はいると思いますけれども、先般やった住民説明会が、あれ1回こっきりやという気は私は持っておりません。

以上でございます。

反保副委員長 一応私の意見ですけど、やはりそういった機会をまた再び持った上で、やはり岬町の現状を多くの人にわかってもらう。だからこういう処置になっていくという、そういう現状自体を多くの人に知ってもらう。だから今の現実、中身がわからずに批判ばかり町民の方から、多くの方から出てるわけですけど、やはり現状を知れば、そういう声はだんだんに少なくなっていく。協力していこうという、そういう気持ちが大になってくるといふうに自分自身は思ってますので、またそういう機会がありましたら、ぜひこういう機会に実施していただけるように、よろしく願います。

川端委員長 副委員長、意見、要望ということでよろしいですか。

反保副委員長 はい。

川端委員長 済みません。ちょっと委員の皆さん、私の方からさせていただいてよろしいですか。

今、反保委員の方からも、こういう3年から5年を基準としての料金算定ということに対して、今5年というのを、もうちょっと短くしてと反保委員からもございましたけど、私もこの料金算定はやっぱりなかなか、前回のことを何回も言うんじゃないですけども、明るる年のことでもなかなか計画どおりにいかないというこの時期にあって、5年後までなかなか見通せるのかなというものが1つありますので、できたらこれをもう少し短くして算定したら改定率がどうなるかというのを、ちょっと1回示していただきたいなということが1点。

それと、あと未収金についてなんですけども、昭和59年からの積み積もった未収金が約1億円あるのが、現実には法改正ということもあってか、もう2,000万円になってるって、これはそうなんです。現実、もし回収できるとしても2,000万円やということなんでしょう、これは確認したいんですけど。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

この解釈につきましては、下水道の料金については5年、水道については法的解釈は2年というところはございますが、各市町の考え方というのは、ばらばらでございます。と

ということで、その5年についても同じ公共料金というような形で徴収していこうという意思を持っている自治体もあり、水道と下水道はばらばらという考え方もございます。

私が説明しましたのは、あくまでも法的な解釈ということで、2年という形を説明させていただきましたが、町の考え方を先ほども説明しましたように一たん整理をして、何年にするかということも方向については議会にも報告して、考えていきたいと考えております。

といいますのは、岬町と例えば阪南、泉南というのが、この地域の中でばらばらということも、住民説明については非常に困難と考えておりますので、地域的なバランスも取りながら判定していきたいために、ちょっと期間をいただきたいということを考えております。

以上です。

川端委員長 それこそ、そこについての答弁を受けるのは、まあ言うたらきょう中には無理かなということかなと思いますけども、この未収金の部分がどうしても不透明なんですよ。その辺が、きちっとあらかた透明性を見出せないことには、やはりちょっと賛成しかねるなというのがありますので、もし何でしたら暫時休憩して、もう少し私たちに対して、この未収金に対しての納得いくような説明をいただきたいなと思いますので。

ちょっと委員の皆さんお諮りしたいんですけども、暫時休憩してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 そしたら暫時休憩したいと思います。再開は1時にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

理事者の方から、先ほどの質問に対する答弁をお願いします。

中原委員 その前に済みません。

川端委員長 中原委員、運営上ですか。

中原委員 再開がおくれた理由をご説明いただけますか。

川端委員長 申しわけございません。

1時再開と言うてましたのに、約30分近くおくれまして申しわけございませんでした。

ちょっといろいろ理事者の方も先ほどの答弁を用意するに当たって、もう少し時間が欲しいというふうに理事者の方から言うてきまして、私も1時になった時点でこちらに来て、済みません、もう少しお待ちくださいと言ったんですけども、中原委員はいらっしゃらなかったのかな。1時ちょっと前に来て、申しわけないです、もう10分か20分かお待ちくださいと言ったんです。あのときいらっしゃらなかったのかな、済みません、探してちゃんと行わなければいけなかったところを、おくれまして申しわけございませんでした。

そしたら中原委員、よろしいですか、理事者から答弁。理事者、答弁をお願いします。

末原上下水道部長 時効の援用の話の方でよろしいでしょうか。3年と5年の算定期間につきましては、私の答弁の中で、その改定率というのは、ほぼ変わらないような見込みということで返答させていただいたんですけども、この休憩の時間に水道の方で検証しておりますので、その辺の回答を、まず課長の方からさせます。

古橋上下水道部水道課長 水道課の古橋でございます。

平成19年度から21年度までの3年をもって算定をした場合につきましては、ちょっとシミュレーションをした結果、12.88%ということで、現行の12.81%より若干上回ります。この部分につきましては、水道料金改定についてという案の12ページにございますけども、健全化項目の目標額、ここの部分が23年度までで約1億7,500万円程度ございますけども、3年で区切った場合、この健全化の効果が若干薄れまして、健全化の効果額は、後ろに行くほど効果額が大きくなっているということもございまして、3年間に縮めて算定をいたしますと、逆に12.88%という形で上昇してしまうという結果になっております。

以上でございます。

川端委員長 そしたらもう1点、ちょっと未収金についての答弁をお願いします。

末原上下水道部長 上下水道部の末原です。

未収金につきましては、先ほどの時効の援用の話が、少し私の発言が誤解を招くところもございましたので、ちょっと修正させていただきます。

この時効については、水道の法的解釈については2年という判定が出ておるんですが、近隣の市町村も聞き取りますと、下水道料金と水道料金の同じ料金の使用料に係るものについて、5年と2年の差はいかなものかという議論もあった中で、同じく条例を改正して、5年を徴収できるという権限を持って徴収していったる事例もございますので、私が2種類の方策を述べましたけども、下水道と同じく5年の期間をもって、まず徴収に当た

ると。

それと、あと時効の援用についてなんですけども、これは個人の方から弁護士、司法書士を通じて文書で町の方に協議が来るわけなんですけども、その中でもいろんな条件をクリアしなければ、その援用は成立しないと聞いておりますので。ちょっと具体的に泉佐野の方に聞きますと、そういう手続を行った方もおらないと。市としても、そのような方について個々に訪問して協議する中で、その発言の中にまだ支払うという意思の確認を取るといことで、また5年間時効が延びるといことも聞いておりますので、町の方についてもさらなる未収金対策といことで、人員的には厳しいんですけども、そのあたり徴収に回ってまいりたいと考えております。

以上です。

川端委員長 そしたら済みません。もうこれは資料は後日で結構ですので、この59年から今言うところの1億円に当たる17年3月末までの年度別の未収金のリストを、後日で結構ですのでちょっと欲しいと思いますけど、だめですか、それは。

末原上下水道部長 審議にかかわるものでございましたら、ちょっと休憩時間とかの間に、また準備したいと思います。

川端委員長 そうですか。そしたらまた次の休憩時間のときにでも。私はもう別にこれにつきましては、私個人的には審議の後ででも結構ですので。

末原上下水道部長 はい、承知しました。

川端委員長 済みません。ほかの委員さん。質疑、意見ございませんか。

田島委員 もう質疑も出尽くしたと思うんですけども、えらいまたくどいようですけども、金曜日の委員会で水道部長に修正案的な考えないんかと言うて、中でご答弁いただいたんやけども、いま一度改正案をずっと目を通したんですけど、中身については当然値上げせんと、やはり財政的にもう苦しいのは百も承知やけどね。しかし、住民のサイドに立ったら大変厳しい改正案やから、ここでくどく言うんですけど。府営水の原水がまだ値上げしてない時期に、今回の料金改定案に対しては、私個人としては理解しかねるんでよ。

やはり各委員が賛同できる案を、いま一度見直す方法も大事と思うんですわ。そういう時間を惜しまず、やはり住民代表の議員が、改正案に対して何とか修正できる部分はないんかという意見にも、やはり当然耳を傾けるべきと思うんですね。これとてなくてバンとこれやじゃなしに、やっぱり住民さんにも問うという、そういう議論も必要だと思いますので。

委員長、えらい悪いんですけど、私、修正案を提出したいので、修正案動議を提出しますので、いま一度ちょっと休憩を入れてほしいんですけどね。この委員会をやりながらできませんので、一たん休憩で、僕の考えを一遍理事者側に、修正案をお話ししたいと思うんで、大変失礼やけど休憩入れてくれませんか。

川端委員長 今、委員の方から修正案動議を出したいということですので、暫時休憩したいと思います。よろしくお願いします。再開につきましては、あまり休憩を長いこと、

田島委員 済みません。修正案の原案ができるまで、ちょっと済みませんけども、交渉しますので。

川端委員長 なるべく速やかにお願いします。

(午後1時35分 休憩)

(午後1時50分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

田島委員 大変貴重な時間、休憩を入れさせて申しわけないです。

私、修正案の動議を提出いたしましたので、申しわけないですけど、この委員会で私の修正案を採決していただきたいなと思います。

川端委員長 今、田島委員から、議案第88号に対して修正動議が提出されておりますので、修正案を配付いたします。

(修正案配付)

川端委員長 皆様、お手元に資料がいきましたでしょうか。

そしたら、この本動議を議題といたします。修正案の説明を田島委員に求めます。

田島委員 それでは、私の修正案に対する発議を行いたいと思います。

発議者 岬町議会議員、田島乾正。

議案第88号、岬町水道給水条例の一部を改正する条例案に対する修正動議。

上記の動議を、別紙の修正案を添えて提出します。

提出理由といたしましては、高齢者、弱者対策について基本料金の減額を求めるものがあります。

別紙を参照ください。

まず、修正案といたしまして基本料金、これ改定額が100円になってますが、修正案といたしましては50円、100円を50円。

改定料金の案では924円となっておりますが、細かい数字ですが、871円に修正案とし

て提出したいと思います。

以上です。

川端委員長 これより修正案に対する質疑を承ります。

ございませんか。

中原委員 質問というほど大層なものじゃないんですけれども、これまた言うたら怒られるかもしれませんが、基本料金が50円マイナスにしましょうという提案で、あとは特に変更はないと思うんですけれども。午前中配っていただいた影響額のパターンの3つを示された資料を見たときに、1,000円、2,000円台の毎月の負担がふえますよという中身なんですよね。住民さんそれぞれの家庭で言えば、その中で50円の値下げというのが有効やお考えかどうか。その50円という値下げが高齢者、弱者対策、これは非常に大事な視点だと賛同するものなんですけれども、ここの50円が値下げというところで、それぞれの住民さんにとってみたら、どうなのかなという点が少し疑問があるんですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

田島委員 数字的なものは個人的に物差しが違うので、いろんな意見があると思うんですけれども、私としたらやっぱり100円にしてしまうよりも50円が妥当な物差しだと、そういうように考えてますので。丸太ん棒改定案に対して、これは議員として認めるべきものと違う趣旨から、私なりの物差しで100円を50円にと。そして先ほど言った改定料金の924円を871円でどうかと。トータルしたら600万円ほど年間値上げ率が下落するけども、しかし余り何でもかんでも高いから10円にしとけと言うたら、結局、次年度の水道会計事業というのはパンクしますわな。それを踏まえて、私は住民からの立場半分、理事者側の立場半分で、そういう考えで今回このような数字を出したわけであって、この案にご協力いただけるなら、ひとつご自分で判断していただきたいと思いますが、余り僕は強制的と違いますねん、あくまで僕なりの修正案を出させていただいたので。

以上です。

川端委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 よろしいですか。

そしたら討論に入る前に、理事者の方からは何かございませんか。ないですか。もうこのまま、この議案。

末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

今、修正案を受けまして、本日、未収金の件に係るご質問もございました。また、事務事業に係る委託料について、もっと前倒しして効率よくできないかという提案もいただいております。この辺も踏まえまして、さらなる委託業務の推進、前倒し、また、企業努力の方は行っていきたいと思うんですが。

あと、この赤字を解消できない部分について、ちょっとその辺、内部で検討のための時間をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

川端委員長 委員の皆さん、理事者の方から暫時休憩ということを求められておりますけども、暫時休憩してよろしいでしょうか。

では、暫時休憩いたします。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時00分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

済みません。本当に私のふなれのために、皆様にご迷惑をおかけしました。

先ほど私、理事者への意見を求めますというような理事者に対する配慮をしたんですけども、ちょっと私の勘違いでございまして、今回は委員からの修正動議でございましたので、委員の中でこれについて質疑応答して、討論して、採決に入ればいいことだったので、ちょっと私の勘違いから皆様にご迷惑をおかけしたことを、ここでおわびいたします。

もう委員の皆さん、質疑、意見がなかったら討論に入りたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

そしたら、討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論なかったら、採決に入りたいと思います。

これより議案第88号、原案並びに修正案を順次採決を行います。

まず、議案第88号に対する田島委員から提出されました修正案について採決いたします。

この修正案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手により採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第90号「平成17年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入から審査に入ります。別紙委員会資料の38ページから46ページをごらんください。

歳入について、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 39ページの節の住宅使用料の部分で不納欠損額、これは118万100円、それで収入未済額が1,218万308円、この部分をちょっと説明してほしいんですけど、数値の説明。

川端委員長 田島委員、1つ、これだけでよろしいですか。

田島委員 もう1点だけで結構です。

川端委員長 まず、この部分ね。答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

田島委員のご質問ですが、不納欠損額につきましては家賃滞納者の中で住宅を退去された後で死亡された方、行方不明の方がおられまして、現実には、この方々からの家賃の徴収は明らかに不可能であるということから不納欠損処理を行っております。

内訳としましては、死亡された方、7名、行方不明の方、所在不明の方が3名おられます。この方々の合計金額が、118万100円ということでございます。

それと、収入未済額についてでございますが、収入未済額につきましては現年分と過年度分、過去の分がございまして、現年分につきましては700万円、それから過年度の部分については500万円というふうな内訳になっております。

以上でございます。

田島委員 担当の方は一生懸命に頑張っていたいただいていると思うんですけども、ひとつ亡くなった方に対しては申しわけないんですけども、ただ、退去された3名の方はまた調査していただいて、請求なら請求を怠らんようにしていただいて、減免の部分についても先ほど水道の件でも大変苦しい審議したんで、至るところの努力をひとつ要望いたしまして、私の質問は終わります。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 はい。

川端委員長 そしたら、ほかに委員の皆さん。

和田(勝)委員 38ページの固定資産税の中でいつも気になるんですけども、関西電力が休止になったという関係で、この関西電力の固定資産税には土地と家屋とある。17年度は関電から何ぼ入っているのかということを1点と。

次に、軽自動車税の滞納部分ですか、262万円ほどあるのかな。これをちょっと多いように思うんですけど、これはどういうふうになってるのか。

それと、次の39ページの公園用地及びゴルフ場使用料、これ9,700万円ほどになっているんですけど、これは公園用地は公園しかないと思うが、ゴルフ場というのは、これはやっぱり重なって両方でこの金額になるのかな。一応公園用地は幾らと、岬ゴルフが何ぼと、大阪ゴルフが何ぼか、これもしわかったらちょっとおせかえてほしいんです。この3点。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

まず初めに、関西電力分についてですけれども、ちょっと手元に関西電力だけをピックアップした数字というのは、今ちょっと持ち合わせていません。つぶさに細かい数字まで、個人情報の関係もありますので、ちょっとこちらの方では言いづらいところがあります。

それと2点目の軽自動車についてですけれども、軽自動車についての滞納繰越分、調定額で458万5,000円、それに対する滞納分だけの徴収額110万円という形になっております。現年分につきましては、調定額2,800万円、収入済額2,696万9,000円。軽自動車現年分、滞納分を合わせまして3,290万1,000円で、収入済額2,807万円です。収入未済額トータルで394万2,000円、繰越分だけの未済

額でいきますと、委員が言われましたように262万7,000円という形になっておりまして、軽自動車現年分の徴収率としましては95.24%です。滞納分だけの徴収率でいきますと、24.00%という状況になっております。

以上です。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

公園用地及びゴルフ場使用料の件ですけれども、これにつきましては1本で入っておりますので、分かれては。大阪ゴルフ場とみさき公園と全体の部分について収入として入っておりますので、個々には入っておりません。

以上でございます。

和田(勝)委員 関西電力のは手元にないということで、また後でおせかしてもらいます。

次、軽自動車、現年度分は95%入っていると、あと24.何%で少ないと思うんですけど、この24.何%はあれですか、持ってきてくれないというか、何かやっぱり理由があるんですか。その理由だけちょっとおせかしてほしいのと。

それと39ページのゴルフ場、会社2つあるのに2つとも一遍にもう固まって入ってきてわからないというんか。やっぱり分かれてるん違うんかな、公園用地と大阪ゴルフと岬ゴルフ、これちょっともう一遍わかったら。もうわからへんかったら、また後でも結構です。

川端委員長 答弁をお願いします。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

委員おっしゃいました軽自動車だけを特筆して滞納部分についての数字は、今のところは拾えておらないんですが、滞納になってる理由といたしますのは、全体として今も長引く不況、底打ち感が出てきたというものの、本町のように都心からかなり遠い地域では、いまだ地価の下落が下げどまりをせず、企業活動の低迷、個人についても収入の減少など、依然として税を取り巻く環境が、非常に厳しい状況にあるというような状況かと思われま

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

この土地公園使用料といたしますのは、大阪ゴルフ、みさき公園の2つの使用料でございまして、都市公園の使用料でございます。ですから、岬カントリーの使用料については、

一切含まれておりません。

以上でございます。

川端委員長 もう1回答弁をお願いします。

松永事業部長 補足させていただきます。

この都市公園使用料は、都市公園の部分の使用料でございまして、岬カントリーはゴルフ場利用税という別の料金体系で入ってきておりますので、これは土地との使用のための料金でございます。

和田(勝)委員 ゴルフ場は、ここへ載ってけえへんのかな。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

和田(勝)委員 はい、わかりました。税金は総務やと。

川端委員長 答弁をお願いします。

松永事業部長 もう一度、再度説明します。

ゴルフ場利用税で国へ入って、そこから交付税で入ってきてますので、総務部扱いの項に載ってるんです。決算書の14ページに載っているんですが、この委員会資料やなしに、決算書の14ページに載っているんですが、総務部の方の交付金として入ってきております。

和田(勝)委員 そしたら何でこんなもん交付金に変わってまうの、交付金やったら勝手に使われへん金と違うん。

川端委員長 住民部長。

白井住民部長 ゴルフ場利用税、よろしいですか。

川端委員長 もう和田委員、よろしいですか。

和田(勝)委員 はい、結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 質問いたします。

事業民生委員会の資料の38ページの分担金及び負担金、1、負担金、民生負担金、1、児童福祉費負担金の先のところで、学童保育保護者負担金というところと、学童保育おやつ代という2つの項目なんですが、この2件についての収入未済額の理由をお示してください、それが1点目です。

引き続き39ページ、火葬場使用料の調定額が、平成16年度よりも2倍まではいかないんですけれども大きくなっているんですが、その理由をお示しいただきたいのと、そ

れから霊柩車使用料、この項目については平成16年度にはこれはなかったんですけども、新たに徴収するようになったのかという点を、ちょっと確認させていただきたいと思います。

もう全部質問させていただいてよろしいですか。

川端委員長 はい。この歳入のところね。

中原委員 40ページ、これはちょっと委員会の資料ではわかりにくいんですけども、決算書の21ページのところで節の区分のところで、1、社会福祉費負担金というところの予算現額と調定額の差がかなり大きいように思うんですけども、そのあたりの理由をご説明いただきたいと思います。

それからあと1点、委員会資料の42ページの下から5行目かな、児童虐待発生予防事業費補助金とありますが、この事業内容とか効果についてお示しいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 答弁の方、よろしくをお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

学童保育保護者負担金2万2,100円の滞納、おやつ代1万2,000円、これも滞納。おやつ代に関しましては8カ月分、学童保育料に関しましても4名、8カ月分となっております。

以上です。

白井住民部長 住民部の白井です。

それでは、委員会資料の39ページの衛生使用料の火葬場の資料ですか、556万6,000円の件なんですけど、ふえてる要因でございます。これにつきましては、火葬料金の見直しが行われております。17年度につきましては1万5,000円を2万2,000円、大人でございますけれども、小人につきましても1万円を1万5,000円という形で料金改定を行いまして、その改正された内容が17年度から適用されております。そういうこともありまして、火葬料がふえているところでございます。件数につきましては、横ばい程度でございます。

それともう1点、霊柩車の使用料76万750円の収入ですけども、霊柩車は今まで無料となっておりますけども、これも新たな使用料を求めるということになりまして、17年度から設けております。16年度までただでございました。

ただ、料金につきましては17年度中は半額を、それから18年度から満額をいただく

となっておりまして、17年度については1回8,500円、18年度以降その倍の1万7,000円と、そういうような料金体系でございます。そういう理由で、増加したところでございます。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課の古谷です。

保健衛生費補助金の児童虐待発生予防事業費補助金25万円でございますけれども、これは17年度に大阪府が創設した補助金制度でございまして、17年度、18年度で終了ということになっております。

中身なんですけれども、市町村の規模に応じて定額の100%補助でございます。これを保健センターの方で受けまして、要は乳幼児がすべて健診に来ていただければ、乳幼児の状態というのは把握できるということでございますんですけれども、中にはやはり健診に来られない方がおられるということになってきますと、家庭の状況なり子育ての状況というのは、わからないということになりますので、すべて健診未受診の方のご家庭を全部訪問して、子供さんの状況、育児の状況というのを把握すると、そういう事業でございました。17年度、すべて把握しましたということで、今年度も引き続きこの事業をやるということでございます。

中身的には定額補助でございましたんで、人がおればできるということなんですけれども、そのデータ整理のために25万円は備品購入で、パソコンなりの購入に充てております。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課の岸本です。

決算書の方の21ページ、国庫負担金の老人福祉費負担金の件について説明いたします。

当初予算上では0円、調定収入額が24万4,525円。内容につきましては、平成16年度までは養護老人ホームの入所措置に係る分の国庫補助金といたしまして、2分の1補助がありました。しかし、三位一体構造改革により、平成17年度より交付税算入という形に変わりました。その結果、当初予算上では0円という数字を上げました。しかし、この24万4,000円という数字は、平成16年度の前年度精算分が歳入として入ってきたものでございます。

以上です。

谷下住民部保険年金課長 保険年金の谷下です。

中原委員さんの質問の中で国民健康保険基盤財政安定負担金、この辺を国保の方で説明させていただきます。

まず、この内容につきましては、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補てんするという制度でございまして、保険料軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるというふうになっております。

その内訳としまして、従来ですと国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっておったんですけども、平成17年度より都道府県4分の3、市町村4分の1となったために、国の負担金としての割合がこの745万3,065円となっております。

以上です。

中原委員 少し混乱があったようですが、大丈夫でしょうか。引き続いてよろしいでしょうかね。

川端委員長 はい、どうぞ。

中原委員 はい、ありがとうございます。

児童虐待についてのことなんですけれども、データの整理のために何か買わはったんやね、パソコンかな。それで、これは17、18年度で、この新しい補助金は終了するという事だったんですけれども、取り組みとしては非常にいい取り組みだと思うんですよね。

やっぱり児童虐待というのは密室というのが、やっぱり危険な部分があるので、しんどいご家庭に対して訪問して行ってという、非常にきめ細かい対応をされてるなという印象を受けておるんですけれども、18年度で補助金については終了ということで、その先なんかはどのようにお考えか、ちらっとお考えがあったらお聞きしたいんですけども。

川端委員長 中原委員、これ1つだけでいいんですね。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課の古谷です。

これは昨年、健康福祉課ということで、私の方の所管でございましたので、経緯と、それから見通しなりをお答えさせていただきたいというふうに思います。

大阪府が17年度、18年度、緊急に2カ年でこの補助金の制度を設置したというのは、近年、ご承知のように児童虐待が多いと。その中でも分析すれば0歳児、1歳児という乳幼児の虐待が、約半分以上を占めておるといようなそういう状況の中で、大阪府が各市町村に対して定額の、自治体の規模に応じて補助金を出すと、すべての状況を把握してくれと、こういう補助の内容でございました。

町の場合は25万円ということもあるんですけども、市町村ごとに中身が違いましたのは、大きな市ですと保健センターなりの保健師が、すべて足を運んでやるということが不可能やというようなケースも非常に多かったというふうに聞いております。大阪府が当初想定しましたのは、民生委員さんとかに協力いただいて、個人情報関係もあるんですけど

ど、その辺もクリアして大変大がかりな事業をされたということで、町で25万円ですので、市レベルは100万円単位の話やったかなというふうに思うんですけども、そういう大きな事業になったということでございます。

しかし、岬町の場合は未受診者は非常に少のうございまして、10名以内でございます。年度によりましては1人とか3人とか、そういうような状況でございますので、すべて把握すると言いましたけども、把握したんですけども、保健師が足を運べば、すぐどういふ状況かわかるという、これは小さい自治体のメリットかなというふうに私は思ってますけども、そういうことで把握したということでございます。

パソコンの購入に充てたといいますのは、そういうデータの処理をするために補助金はいただいて、使ったということでございます。

それからもう1点。昨年度の活動としましては、法律上に規定されました岬町の要保護児童対策協議会、地域協議会を3月に設置しまして、公の協議会として各種の機関と個人情報情報を共有して、取り組んでいくという体制をつくりました。ちなみに4月以降は、子育て支援課の方で所管しておる次第でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

じゃあ他の委員の皆さん、歳入についての質疑はよろしいでしょうか。

反保副委員長 水道のときに奥野委員から質問がありましたけど、支払い方法の納税の方法で、コンビニの支払いというか、コンビニを利用した利用度というのはどんなもんなんですか。税務の支払い。

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

済みません。コンビニは16年度の後半から始めまして、17年度の件数は別途拾っているんですが、今ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

反保副委員長 はい。

川端委員長 後でよろしいですか。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、もう歳入についての質疑はこれで終了します。

続きまして、歳出に入ります。

当委員会の所管にかかわる事項について審査いたします。

まず、総務費のうち決算書46ページ、47ページの目、交通安全対策事業費、47ページ、48ページの企画費、負担金、補助及び交付金のうち、泉州市・町関西国際空港対策協議会負担金、(財)関西空港調査会賛助会費、紀淡連絡道路実現期成同盟会負担金、岬町多奈川地区整備促進協議会負担金、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会分担金、50ページから52ページの項、徴税費及び52ページ、53ページの戸籍住民基本台帳費をごらんください。

田島委員 決算書の47ページ、交通安全対策事業費の中で使用料及び賃借料ですね、これは駐輪場用地借上料になってますが、これはどの部分を指して借り上げているんですかな。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

萬谷住民部住民生活課課長代理 住民生活課、萬谷です。

この部分に関しましては、南海電鉄孝子駅、深日町駅、多奈川駅、淡輪駅に2カ所でございます。それに対する借地の借上料でございます、南海電鉄に対しての借上料でございます。

以上です。

田島委員 以前は、備考欄にはこういう書き方をしてなかった。以前は300万円でしたんかな、6つの駅に対して、50万円掛ける6駅で、今度はちょっと減額になっているんやけども。前から僕言うてるんやけども、どうしても1駅にお金を出さんならんのかな。南海さんは自分のお客さんを運ぶのに、お客さんの自転車を置くから各自治体が負担しなさいというのは、これはまたおかしな話で、もう前から言うてる話やけどね、弱みでもあるんかな、岬町は。例えばオークワなんか僕ら買い物に行っても、車置いてもオークワが町に金を取りに来えへんわな。ただ、法的に公共機関の部分については、そういう網かかっているのかな。府下自治体、全部払ってるんかな。その分、ちょっと整理してほしいんやけどね。

白井住民部長 住民部の白井です。

駅前駐輪場の使用料の件なんですけれども、先ほど言いましたとおり、みさき公園の駅とか淡輪駅なんですけれども、これにつきましては法律名はちょっと忘れたんですけれども、鉄道事業者としては努力義務が。設置しなければならないという、そういう形で強制的に駅前の広場に対して駐輪場を設置しなければならないと、そういう努力義務が課せられているだけでありまして、最終的には、そしたらだれが負担するのかという場合は、自治体が負担すると。それについて、また使用料については、当然、町有地でございますので、固定資産税等を配慮した形の使用料を、毎年、賃料としてお支払いしているとい

う、そういう実態でございます。

あと岬町以外の自治体は、そしたらこれに対してどんな取り扱いをしているのかということになると、ちょっと具体的に調査したことはございませんけども、私の知ってる範囲では、岬町と同じような形で駐輪場を借地して借りるか、または自前で公設の駐輪場をつくって、そして利用者に提供すると。そういうような形でありまして、自治体の責務となっておりまして、あくまでも鉄道事業者としては努力義務であるということ、それだけご理解願いたいと考えております。

田島委員 別に法的に何ら網かかってないと思う。ただ自治体のマナーとして、やっぱり自治体としてやっぱり交通安全対策から行政的にやってるという形のことであって、今回300万円から40万円ちょっと減額になっているんですけども、ひとつ次年度の予算に向けて組むときに、組むまでに一遍僕の言うた各府下自治体は、電鉄が走っている部分についてはどの程度の負担してるか、負担してないところもあるのか。一遍その調査をして、そして予算組みしていただきたいと要望しときます。

そしてもう1点は、大変多奈川線のダイヤの不満が多いんですね。不満が多い中へ、自転車置き賃、これ町が負担しなさいと。もう言いたい放題の南海さんですから、その点やっぱり行政も、そういうぐあいに各自治体と調査して、そして不平不満を言うて半額に値切るなり、そういうことをしていただかんと財政はもちませんので、次年度の予算のときは、僕の要望の部分を一応調査して、そしてまた当初予算で聞きますから、その結果をひとつお願いしたいと、要望だけしときます。

川端委員長 要望ということで。

他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 決算書の48ページの節の区分19、負担金、補助及び交付金の中で、備考の岬町多奈川地区整備促進協議会負担金という、90万円というのがあるんですが、その使用内容など少しご説明いただきたいと思います。

川端委員長 1つですね。ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課、西でございます。

ただいまの岬町多奈川地区整備促進協議会負担金の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

これにつきましては、現在整備を進めております多奈川の多目的公園、具体的には土砂採取跡地ですけども、これの整備につきまして大阪府と岬町におきまして、跡地の整備検

討を行う組織として立ち上げたものでございます。

内容等につきましては、跡地利用の検討を行うための各種経費を、この負担金において大阪府と岬町において賄っているという内容でございます。

以上です。

中原委員 今のご答弁の中で、検討を行うための経費ということですが、そこをもう少し詳しくお話しいただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課、西です。

内容の検討といえますのは、今現在、跡地の整備を進めております、その整備の計画をどのように進めるか。また、跡地に対して企業誘致を進めるということで、企業誘致についての各種の調査を行うという内容になっております。

中原委員 それは何かこれに幾らかかったとか、そういう資料はございますでしょうか。90万円の内訳について。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 経費の出し入れにつきましては、事務局であります大阪府の方で行っております。

この活動の内容としましては、空港対策委員会等でお出ししております跡地の整備図等をお示ししてと思いますが、そういうふうな整備関係の絵をつくったりしているのが内容でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、よろしいですか。副委員長もよろしいですか。

済みません、ちょっと私の方から1つお尋ねしますけども、この紀淡連絡道路実現期成同盟会負担金5万円、また、この関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会分担金2万円と、こうあるんですけども、まだこれについてはやっぱり何か見通してあるんですか、実現の。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課の西でございます。

紀淡連絡道、それから南ルートにつきましては、地元の堺市以南9市4町を含めまして、一致団結して整備の促進を国の方に働きかけているところでございます。

特に、この団体におきましては、あわせまして周辺道路の整備ということで第二阪和国道を位置づけていただいております、ともに要望活動を行っているところでございます。

第二阪和国道を推進している町の立場といたしましては、今後とも、ともに活動を行っていく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

川端委員長 特に、この関空連絡の南ルートは何とか実現してほしいなと思いますので、頑張してほしいと思います。よろしくをお願いします。

そしたら、次に移りたいと思います。交通安全対策事業費、企画費、徴税費及び戸籍住民基本台帳費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。決算書の60ページから80ページをごらんください。そのうちの73ページ、74ページの目、文化センター費は、他の委員会の所管ですので除きます。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 60ページの一番下の8番の報償費のところなんですけれども、繰越明許ということで38万1,000円かな。これは以前、ご説明いただいているかなとも思うんですけれども、もう一度どういった内容が次年度以降に持ち越されるのかというあたりですね、ご説明いただきたいと思います。これは60ページと61ページにわたっています。それが1点目です。

それから、61ページの13番の委託料、それはちょっと結構です。またあったら後で聞きます。

2点目は、64ページの8番、報償費、真ん中のあたりですが、高齢者の生きがいと健康づくり推進委員報償費について、どんな中身を話し合っているのかとか、少しご説明いただきたいなと思います。

それと3つ目かな、65ページの備考のところ、高齢者の社会参加活動等推進事業委託料、これについても内容ですとか、その中で効果があったことなどあれば、お示ください。

それからもう少し下にいきまして、高齢者実態把握事業委託料ということで、どのようなことをお調べになって、何がわかって、どういう形で生かしておられるかという点について、お示しいただきたいと思います。

以上で結構です。またあったらよろしくをお願いします。

川端委員長 そしたら、ただいまの中原委員の質問に対して答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

まず、社会福祉総務費の報償費のうち38万1,000円繰越明許したということでご

ざいますが、これは前に議会で繰越明許も議案として上げさせていただいたような記憶があるんですけども、要は昨年度、障害者計画をつくろうということで予算化しておりました。ところが、障害者自立支援法の成立が10月末なりにずれ込んで、実質的な作業に着手できなかったということでございます。中身は、その計画策定に当たりましての協議会の委員さんの報償費を予定しておりましたが、これが執行できなかったのが繰越明許したということでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢者福祉課の岸本です。

まず、1点目の高齢者の生きがいと健康づくり推進委員報償費でございます。メンバーは町内で淡輪・多奈川人権地域協議会、岬町長生会、社会福祉協議会、それと町事務局のメンバーで構成されております。

内容については、高齢者が家庭、地域等の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かし、高齢者の社会参加を促進するとともに、閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的として委員会を開催しております。

その検討結果については、2点目の委託料でございます、高齢者の社会参加の委託料でございます。ここで60歳以上の高齢者を対象に、ゲートボールやグラウンドゴルフ、あと文化教室等を開催しております。

3点目の高齢者実態把握については、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、心身の状況及び家族の状況等を把握する実態調査でございます。これについては、民間の方に委託をしております。それを、またどのように反映しているかという問いでございますが、これについては、平成18年度から包括支援センターというのを高齢者福祉課に設置いたしました。そこと連携を密にし、ひとり暮らしの高齢者の方に対して、支援をしていくというふうになっております。

以上です。

中原委員 初めにお答えいただいた繰越明許の内容ですね、これにかかわってもうちょっと。61ページにも繰越明許があって、済みません、この中身もお示しいただけたらと思うんですけども、13番の委託料のところの事業内容、これも障害者福祉にかかわる部分かなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

内容、事業は同じものでございまして、障害者計画を見直すというか再策定する経費で

ございまして、大きい方の350万8,000円につきましては、委託料でございます。コンサルに対して事務的なお手伝いをいただくという委託料を、繰越明許したということでございます。

ちなみに、障害者計画といいますが過去も策定してきておりますが、もう内容が古いため再度見直しといいますが、作り直すという、障害者に対する福祉の基本計画というようなものでございます。

中原委員 内容については、了解いたしました。

もうちょっと質問、済みません。今の繰越明許のところの右側の備考のところで、ボランティア活動拠点づくり支援事業委託料ってあるんですけども、それとはまた違う中身なんでしょうかね。ちょっと、これ額もそこそこあるので、その中身。事業内容とか拠点の場所、どこやったのかなというところをご説明いただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

ボランティア活動拠点づくり支援事業委託料でございますが、これは昨年度、社会福祉協議会さんの方に委託して行った事業でございます。

中身は、1年目ということでしたんですけども、峯地蔵老人憩いの家でございますが、そこをバリアフリー化しましてスロープ等をつけまして、皆様のたまり場として整備したというのが内容でございます。

中原委員 ありがとうございます。みんなのたまり場というて呼ばれているあれですか。

先ほどご答弁いただいた中身で、65ページのところにかかわることなんですけれども、高齢者実態把握事業委託料にかかわるご答弁の中身で、ひとり暮らしのご高齢者の方のお家を訪問して、そして実態をつかんでというのを民間委託。その実態をつかむという、その事業自体を民間委託されたということでしたでしょうか。ちょっともう一度ご答弁を。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢者福祉課の岸本です。

言われるように、ひとり暮らしの家の方を訪問するのを、民間委託してるということでございます。

中原委員 でしたらその民間委託は、どこかの会社に民間委託したということになりますよね。ちょっとようわからんのですが、その民間委託先は問うてないんです。その民間委託先は第三者機関というのとは、また違うんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

平成18年度から包括支援センターという形で、組織的にもかわりましたけれども、平成17年度までは在宅介護支援センターという制度がありました。基幹型は町の高齢者福祉の担当の中にありましたし、それとは別に地域型という在宅介護支援センターを、淡輪の淡輪園の方に委託しておりました。これは24時間、相談を受け付けるというところがあります。その在宅介護支援センターの地域型の1つの事業として、この高齢者の実態把握の調査を委託してまいりました。

ですから、これは平成17年度だけの事業じゃなくて、16年も15年もずっとやり続けていた事業でありまして、そこで上がってきたデータの中で、介護保険の適用がこれは必要やという形での月に1回、そのデータを持ち寄って打ち合わせをするんですけども、そういうような介護保険への導入という形。あるいは独居で、ひとり暮らしでなかなか家を出られない方については、長生会さんの方に呼びかけをしていただくとか、そういう形でのデータの利用をしてきたところです。

以上です。

中原委員 そしたら民間に委託するときは、行政の方からここのお宅へ行ってくださいとか、どういふうにして実態調査を、実際には進められるんでしょうかね。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

特に、ここのだれそれという指摘はしておりません。全体をまだ回りきれていないのが実態でして、高齢者のある一定の、淡輪なら淡輪とかいう形での名簿をお渡しして、その中で回ってもらうという方式をとっております。

以上です。

中原委員 名簿とか、この件はまたじっくり別の場で聞かせていただきます。済ません、時間を取って。

川端委員長 もうよろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 社会福祉総務費の中で決算書62ページ、19の負担金、補助及び交付金の部分で、民生委員児童委員協議会活動補助金40万6,000円、金額は別としてちょっと説明願

たいんは、民生委員さんは常日ごろ本当にご苦労されてありがたいんです。ただ、僕が気にかかるのは、民生委員さんはどういうお仕事をさせていただいて、どういうご苦労があるんかと。そして日ごろいろいろ民生委員として活動されている中で、民生委員さんの職務は、どの範囲までが民生委員さんの職務で。

それともう1点、今日、社会的に許認可とかいろんな部分で、大変民生委員さんに負担をかけてる職務内容もあるんと違うかと。そういうちょっと整理をしたいので、まず、民生委員さんの活動内容、そして民生委員さんの職務行為の範疇を、ちょっとご説明願いたいと思う。まず1点、これをご説明お願いします。

続いて、また部長とこやけども、児童福祉施設費の中の決算書の77ページ、大体わかんと思うんですけども、13の委託料の中で井戸替作業委託料、そして油汚染状況調査委託料、そしてあわせて28の繰出金の水道事業会計繰出金、この3点について、もう数字とか中身とかは言いません。この部分について次の予算に計上するのか、しないのか。それとも、もうこの決算で終わって解決できたのか。その状況等をちょっと説明願いたいと思います。

以上、2点お願いします。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

民生委員、児童委員さんの活動ということでございますけども、民生委員さん等におかれましては、無償のボランティアということで福祉全般の地域でお困りの方の相談に乗っていただくとか、それから具体的な手続等につきましては、役場の窓口へつないでいただくとか、それから、そういう情報なりを集めていただいて役場の専門機関なりが、例えば岸和田こども家庭センターも含めて、そういう行政の方へつないでいただく。そういう無償のボランティア活動をしていただくというのが、もともとの目的やというふうに考えております。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

淡輪保育所の重油漏れにかかわる田島議員のご質問ですけれども、今後の方向としまして、3月に一度住民の方にお集まりいただいて、こちら側からの話、それから住民さんからのご意見というのを聞いて、まだ町としての誠意というものが足りないということで、この井戸替えの費用については再度、当初予算では計上してなかったんですけども、6月をお願いしてきたところでありまして。ただし、これも12月までの分という形で限定し

て費用を組んでいるわけなんですけれども。

今後の予定としましては、8月の末に水質検査をやったところで、まだそのデータは出ておりません。そのデータをもとにして、次回、10月か11月ぐらいに、再度、住民の方にお集まりいただいて、水質検査の結果はこうやということで、改善してるかどうかわかりませんが、もし改善していなかったら、これ以上、井戸替えはもうちょっと何回やっても無理だということで、補償の話という形にうまく住民さんの方に納得していただけたらなという形で思っております。

ですから今の時点では、さらに補正を組むとかいう考えは、今のところ持っておりません。次回の住民さんの反応を見て、またそのときは判断していきたいと思っております。

以上です。

田島委員 水道の繰り出しも、これも次年度するのかな。

芦田福祉部長 これはだからセットもんだと思います。その水道への繰出金というのは、現在6軒の方だと思いますけれども、その分の水道費用を持っていると。町が直接水道部なりに支払っているという分ですので、これも井戸替えと同じように、問題が解決すればゼロになるという費用でございます。

ちなみに、この分については年度末までの分を一応予算化しておりますので、それまでに解決がすれば、当然、次年度の予算は必要なくなるということでございます。

以上です。

田島委員 今の民生委員さんの活動の内容というのは、ボランティアでいろんな相談を受けてると。大体わかってるんですけど、例をとれば、民生委員さんというのは、何でもかんでも相談したらいけるというような間違った認識の住民さんも多々あるわけですね。そこで、民生委員さんもボランティアで一生懸命頑張っているんですから、ひとつ民生委員の責務というか職務はここからここまでやというような、事務局サイドでひとつそういうアドバイスなりしていただいたらありがたいなと思うのは。

これはなぜかと言いますと、私ごとで悪いんですけども、ある民生委員さんのところに、母親が介護をせないかんということで、今はやりの駐車取り締まりがきつなったので、一応、身体障害者介護用の許可証ですかね、それを申請するに当たり民生委員さんそこへ行くに当たっては、その申請する添付書類には、泉南署の問題ですけど、泉南署が民生委員さんの確認判、署名、押印が欲しいと、そういうことを、その申請者に申し入れたわけですね。その申請者は、当然、民生委員さんの仕事や思っで行った。民生委員さんとしたら、

そこまで民生委員の仕事の範疇じゃないですよということで、ちょっと言葉の行き違いでトラブルしたこともあるんですけども。

私から考えたら、民生委員さんはそこまで業務をしていただいたら大変気の毒やと思うんですね。そこで民生委員さんは当町では、ちょっと数字を忘れたんですけど、その民生委員さんに対しては、この部分についてはこういうボランティアをしてくださいと。もうこの部分については、これはもう民生委員さんの仕事外になりますなということを線引きするのと同時に、ぶっちゃけて、そういう身体障害者の添付書類の確認なんか、これは本当言うたらもう警察の仕事ですわな、車庫証明の確認とかそういう。ですから毅然とした態度で、そういうような確認は民生委員さんの職務じゃないですよ。ですから警察の方で、それらしき対応をしてくださいと。そういう申し入れも今後していただきたいなと、かように思いますので。でないと、またぞろいろんな申請をする方があるので、民生委員さんばかりにそう負担かけたんでは、本来の民生委員、児童委員の職務に支障を来すと思いますので、ひとつ担当課においては、これは要望しときます。

そういうぐあいに線引きを民生委員さんに、いろんな研修のときにいろんなものをこしらえて、研修科目の中に入れていただいて、また泉南署に対しては、そういうようなものは民生委員として、確認するのはそぐわんという形で一応申し入れしていただきたいなと、これは言っときます。でないと、第二のまたトラブルが発生したら困りますので、ひとつ整理だけして、泉南署にはそういう確認事項はできませんと。おたくの方で確認の作業をしてくださいと、きつく申し入れてほしいなと思いますので。

そして今の油漏れの部分ですか、そしたら10月に一応データが出ると。そして住民6軒ですか、説明して、そしてその部分については部長も町長もひとつ汗かいていただいて、もうこれ以上、毎度おなじみの予算を組んでいただきたくないですな、予算的に大変ですわな。ここでもう政治的な決着で、もう補償問題という形でいっていただきたいなと。これも、もう次の予算には上がってこないということを期待してますので。

そして10月に説明会の結果が出たら、また当委員会に報告していただきたいなと、これを2つあわせて要望しときます。

以上です。

中原委員 民生費のところですよね、済みません。69ページの目7、ひとり親医療費助成費。間違えた、ごめんなさい、その上、目の6番目ですね、備考のところでは身体障害者見舞金から始まって、見舞金や激励金が並んでいるんですけども、これはいずれも16年度の金額

よりも減っているようなんですけれども、その理由をお聞かせいただきたいという点が1点と、それから、それぞれ対象者ですね、何人ぐらいずつ見舞金なんかお渡しできているのかということをお聞かせいただきたいと思うのと、あと、今言うた見舞金とかの項目の中で、平成16年度の決算書の中では、気管支ぜんそく見舞金というのがあったんですけれども、ことしはこれが見受けられないんですが、私がよう見つけただけなのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

それからもう1点、75ページなんですけれども、この一番下のところで保育士研修会参加費というのと、研修費参加分担金というのが書いてあるのですが、学童保育の先生なんかの研修がこれに当たるのか。もしこれが学童保育の先生の研修に当たらないんだったら、どこにその予算が組まれているのか、教えていただけたらなと思います。

以上、2点です。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷でございます。

社会福祉対策費の身体障害者見舞金等でございますけれども、これは16年度から減っておるといいますのは、そもそも18年度から廃止になったわけでございますけれども、経過措置として17年度は30%カットということで条例も廃止して、廃止に至る過程で減ったということでございます。気管支ぜんそく等については、申請がなかったので計上がなかったということでございます。

それから細かい各申請者数につきましては、ちょっと担当の方から答えさせます。

相馬福祉部地域福祉課主幹 地域福祉課、相馬です。

ご質問にありますとおり社会福祉対策費の各見舞金の件数について、ご報告させていただきます。

身体障害者見舞金、平成17年度1,612件です。知的障害者見舞金、同じく165件です。母子家庭児童激励金326件です。気管支患者見舞金0件です。難病患者見舞金120件となっております。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

学童保育の指導員の研修につきましては、研修費参加費はございませんけれども、研修に旅費4万5,120円を使用しております。

この内容としましては児童厚生員、厚生は福利厚生の厚生です。児童厚生員等研修会ということで、児童館、児童クラブに勤務する職員の資質向上と、各地域における児童健全

育成活動の推進を図ることを目的として開催する研修会に参加してもらっております。それ以外にも、児童コミュニティワーカー養成研修会にも希望者に参加してもらっております。

以上です。

中原委員 先ほどの扶助費のところですね、件数をお答えいただきましたけれども、傾向として、ふえているとか、減っているとか、変わらないとか、そのあたりもしわかりでしたら、件数についてお聞かせいただけたらなと思います。18年度廃止の方向で、17年度は3割カットだったと思うんですけども、経過措置の中での減額だと思うんですけども、増加か減少か推移しているのか、そのあたりの傾向について、お示しいただきたいと思います。

それから学童の先生について、指導員の皆さんの研修についてなんですけれども、児童厚生員何とかとか、コミュニティ何とかとかの項目から支出していただいているということなんですけれども、その研修について十分だとお考えなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

見舞金等の件数の推移でございますけども、近年、大きく変化はしておりませんというのが結論でございます。詳しいデータはありますけども、必要でしたらお答えさせていただきます。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

学童保育指導員の研修等に関しましては、児童厚生省員等研修というものに関しましては4日間で研修を構成しておりまして、時間的にも8時間半の研修をやってもらっております。

以上です。

中原委員 私がお聞きしたのは、十分とお考えかどうかということをお聞きしたんですけれども、4日間で8時間半の研修という中身で、十分とお考えということによろしいんでしょうかね。

先ほどの資料ですね、件数についての大きな変化はないという資料、もし改めてつくらんらんとかやったら、お手間かけるんであれなんですけれども、もしでき上がっているもんがあるんやったら、また見せていただけたらなと思います。

川端委員長 中原委員、また後でいいですか。

中原委員 後で結構です。

それから学童の指導員の研修について、これは要望しておきたいんですけども、指導員の先生方は非常に熱心で、そんなことはよく、もう重々もうご承知やと思うんです。もうほんま私もびっくりするぐらい熱心で、研修に自腹切ってでも行きたいという声をよう聞くんです。もっとたくさんの人数を行かせてほしい。今の研修費の枠の中では人数が限定されるので、それやったら自分で交通費なり研修の参加費なんかを払ってでも行きたいという声を聞いておりますので、またそこにも予算を取っていただくようにというのは、ここの委員会ではなくなりますけれども、企画の方になるのかな、今度は研修費用は一括ということでお聞きしてますので、そういうことも念頭に置いていただけたらなと、これは要望です。

以上です。

川端委員長 そしたらほかの委員の皆さん、もう質疑、意見はないようですので、民生費の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開予定は3時35分です。

(午後3時24分 休憩)

(午後3時37分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、衛生費に入ります。決算書81ページから3ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続きまして、農林水産費に入ります。決算書93ページから97ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 95ページの農業振興費ですね、この部分についてちょっと説明と要望。

たしか予算委員会の中で、委託料の部分の有害鳥獣駆除業務委託料の中で、えさ代に大

変苦勞してるというようなことをある議員さんが質問してましたな、それで今回、その方はこの委員会と違うので、かわりに言うときたいんですけども、この委託料について、この金額で捕獲できたか、できなんだかということの確認なんです。ここはイノシシの捕獲頭数、そしてアライグマの捕獲、何匹なんか、その部分、今回どのくらい成果が上がったか、まずそれを説明いただいてから、次の予算について要望したいと思います。まず、その捕獲頭数。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

ただいまのご質問に対してお答えします。

17年度の有害鳥獣の捕獲状況ですが、地区別にご報告させていただきます。イノシシ、淡輪につきましては26頭、深日が46頭、多奈川は30頭、孝子18頭で、合計120頭を捕獲しております。次に、アライグマですが、淡輪6匹、深日1匹、多奈川17匹、孝子5匹、合計29匹となっております。

以上でございます。

田島委員 これだけ捕獲していただいたら、ありがたい頭数が出てると思うんですけども、しかし、まだいろんな住民相談の中でイノシシに荒らされて、田畑以外ですけどね、結局、町道とかいろんな個人のお宅とか、イノシシの被害による面で、要らん予算が要ってくるわけですね。この予算金額で、次の予算もこのままいくのか。それともある議員がえさ代がのうて困ってるというんで、その言った議員さんの意見も踏まえて、今後また継続していただくんですけども、金額的に委託料としたらどうですか。従事していただいている方々の意見は、どういう意見が出てますかな。まず、それを答弁願いたいんですけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

この委託の金額に対しましては、なかなか苦しいという意見も出ておりますけれども、17年度に各地区の補助金としまして、委員おっしゃっておいりましたえさ代としまして、別にこの委託費の中から各地区6万円を支払うことができましたので、今後につきましても、こういうえさ代の支出ができれば、今の金額で何とか委託をお願いしていきたいというふうに考えております。

田島委員 最後に1点だけ。イノシシ120頭、アライグマ29匹、これの捕獲は別として、どういう処分の方法をしているか。かなりの頭数やから焼却処分してるのか、どういう処分の

方法をしてるか。この処分方法もわかったら答弁してほしいんですけども。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

ほとんどが小さなもの、ウリボウと言います小さなものにつきましては、ごみ焼却場で処理をしていただいております。それから少し大きくなってきますと、火葬場の方で犬、猫の同じように処分をお願いしているところがございます。それで、あと大きなものになりますと各地区で埋設処分ということで、お願いをしているような状況でございます。

田島委員 大変処理するのにご苦労されてると思いますが、食べてないやろな。それはないですな、あくまで焼却処分してますんやな。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 はい、結構です。

松永事業部長 今の食べてないやろかなんていうお話なんですけど、自家消費というのも処理の仕方の中にありまして、食べれる時期の分は食べてもいいということになっておりまして、それは食べてるということもございます。

川端委員長 よろしいですか。

そしたら、他の委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。決算書97ページから100ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 商工費の中で19の負担金、補助及び交付金ですね。この中で大阪繊維リソースセンター負担金、これ12万円というのは、もう長いこと予算をずっと僕は見てるんですけども、この負担金というのは、どういう意味で出しているんですかな。繊維リソースセンターというのは、これは岬町とどういう関連ありますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

リソースセンターにつきましては、まず、会社の概要からご説明させていただきますと、昭和63年の通産省の繊維ビジョンを受けまして、官民共同出資により平成2年4月に設立された第三セクターでございまして、これの会社の内容としましては、繊維産業の活性化のために展示や商談の開催をしております会社でございます。

ちなみに、資本構成としましては、大阪府や中小企業の基盤整備機構、それと地方自治体が出資しまして、資本金の70%を出しているような会社でございます。

それで岬町としまして、当時、市町村の部分で、この会社を支援するという形で始まったのが、この会社負担金30万円を出しておりますけども、平成16年度までは30万円を特別会費として出しておりますが、17年度から12万円と。ことしにつきましても今現在、この金額が何とか安うならないか協議しておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

田島委員 理解はしてますんやけどね、梶本さん。当町にはそういう繊維企業、会社とか、そういう関連の業者がおります、今。まず、それをお聞きしたいんと、なければ、なぜ一人入ったらタコつぼと一緒に、出られへんのはおかしいなと思うんですけどね、どうですか。まず、当町にそういう企業があるのか、なければなぜ出ないのかという、その2点だけ。

川端委員長 田島委員の質問について答弁をお願いします。

松永事業部長 リソースセンターにつきましては先ほど梶本がご説明申し上げましたように、30万円ずつずっと負担金をお支払いをしまして、議会でも予算のときにもいろいろご質問がありまして、何やこれとは毎年あるぐらいにありまして、私がちょうど地域振興課長のときに相手の専務とお話ししまして、岬町で利用してる企業があるかと言うたら、ないということだったんです、その当時も。

基本的には株式会社ですので、それは市町村は泉大津とか、かなりの市町村が負担金を出しているんですが、岬町は利用してる企業がないんやったら、その会社にうちが負担するだけの、例えば月城さんとかニットやってはりますし、そういう企業に対して支援するとか営業をかけて、岬町の企業が利用しているんであればうち負担金を払えるけども、それでなかったら払われへんという話をしまして、そのときに17万円に減額になったという経過がございまして、今年度については当初予算では予算化してない。昨年の中に、もう来年は払われへんということで、当初予算では予算化しておりません。今のところ払うつもりはないんですが、向こうは何とかしていただきたいということで来てるんですけども、うちはもう昨年から払いませんよという話で、営業も努力もしてないようすし。基本的に株式会社ですので努力していただいて、やっぱり仕事を取ってこそうちも負担できるというふうに考えておりますので、ことしは一応予算化しないで進んでおります。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構です。部長のおっしゃるとおりと思います。

川端委員長 そしたら、ほかによろしいですか。次へ進んでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、商工費についての質疑を終わります。

続いて土木費に入ります。決算書100ページから108ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 決算書の107ページの13、委託料の備考の中で緑ヶ丘団地浴場運営委託料というのがありますが、この委託先と、あと浴場の運営をしてくださっていると思うんですけども、そのお仕事をさせていただいてる中身と、それから中身について、それぞれ金額の内訳をお示しいただきたいと思います。

それから、その下の設計業務委託料というところが、何の設計業務かちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう少し下にいきまして、緑ヶ丘団地連絡員委託料というのがあるんですけども、どんなお仕事をさせていただいているのか、また、何人かもしおられるのであれば、人数とか詳細を教えてくださいたいと思います。

以上です。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

緑ヶ丘団地浴場運営委託料ですが、これは有限会社岬環美興産の方に委託をしております。

業務内容としましては、浴場ボイラーの運転、また浴場及び周辺の清掃、あとは主に浴場の運営の庶務等をお願いしております。稼働日数としましては、おおむね1年間で290日というふうに聞いております。

それから設計業務委託料ですが、これにつきましては、空き家改修工事の実施設計業務委託料。これにつきましては小田平と平野北で合計7戸、これの改良分につきましてはの設計委託料でございます。また、あわせて緑ヶ丘住宅の屋上防水1件、これの実施設計業務の委託料、これも含まれております。

それから緑ヶ丘団地連絡員委託料でございますが、これにつきましては町営住宅連絡員設置要綱に基づきまして、住宅等の日常管理及び異常発生時における指定連絡先への通報等軽易な措置を行っていただくために、入居者に対する軽易な窓口案内、団地内の巡回等を行っていただいております。これにつきましては、緑7地区の自治区長さん、お一人に

委託しているところでございます。

以上です。

中原委員 ありがとうございます。ちょっと確認だけ、済みません。

浴場の運営は、有限会社岬環美興産というところで聞き間違いないですかね、

家永事業部事業課長 はい。

中原委員 そういう名前やね。あとは、1年間で290日の操業ということでよかったですか。

家永事業部事業課長 はい。細かく言いますと、289日ということで。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

そしたらほかの委員の皆さん、もうよろしいですか。

では、一般会計歳出についての質疑を終了します。まだ終了したらあきませんか。そしたらどうぞ、今の終了は取り消します。

中原委員 済みません、先ほどお答えいただいた中で連絡員のことでちょっとだけ済みません。

7区とおっしゃったかな、自治区長さんをお願いされてるということで、団地内の巡回とか、いろんな管理とかしていただいているということですが、具体的に団地内の巡回のときにこんなことありましたとか何か、その連絡は、そちらへ入っているんでしょうか。それと、どんな具体的な声が、連絡として入ってきているのかというあたり、お答えいただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 事業課の家永でございます。

主に団地の維持管理面では共用灯、例えば廊下の照明とか、あと構内灯、敷地の中の照明とかございますが、この辺の球切れの連絡をいただいたり、あと日常生活におきましては、敷地周辺の側溝等の状況が悪いとか、そのような報告を逐一ではございませんがいただいて、それに基づきまして町の方も対応させていただいているというところでございます。

中原委員 今ご説明いただいた照明が切れてるとか、ここを補修せないかんとか、そんなことをいろいろお知らせいただいているということだと思んですけど、これはほかの地区での自治区長さんのお仕事と同じようなことだと思んですけども、ここはここでこの費用とは別に、ほかの自治区と同じように。あっ、これはかぶってくるのかな、委員会がまたがってるの、ちょっとわからない。一応言わせてください、済みません。ほかの地域の自治区長さんの活動費とありますやんか、あれももろて、このお仕事をさせていただいているんで

しょうかね。そんな僕に聞かれてもわからへんという感じですよ。どこに聞くのかな、ちょっとそのバランスがようわからへん。

川端委員長 中原委員、やっぱりこの委員会についてのことを聞いてくださって、また委員会の以外のは、また個人的にお聞きしていただく方がいいかと思います。

中原委員 そうですね。失礼しました、結構です。またほかのところに聞いてみますので、ありがとうございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 そしたら、以上をもちまして、

吉田住民部税務課長 税務課の吉田です。

先ほど歳入のときに、コンビニ収納を税務課で取り扱いしてる。その件数についてどの程度かというご質問、そのとき資料がなくて即答できてなかったもんですから、今お答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

川端委員長 はい、お願いします。

吉田住民部税務課長 町内で納付書を発送している件数、口座振替とか給与の特別徴収者を除いた件数が約1万5,000件あります。そのうち17年度中にコンビニ収納を利用された方は約140件、1%弱という件数です。

もう少し当町のコンビニ収納の取り扱いについてご説明しておきますと、コンビニ収納を希望される方に連絡を受けて、コンビニ収納できるコンビニで納付できる用紙をお渡しして、それでコンビニで納めていただくというシステムです。ほかの市町においては、当初の納付書、固定資産税であれば5月、町府民税であれば6月、そのときに1年分の当初の納付書を送付するんですが、そのときにもう既にその納付書は、銀行でもコンビニでも両用できる納付書を発送している市町もありますけれども、そのシステムを組みますと数千万円という多額の経費を要しますので、まだ財政的に当町としてはそこまで取り組めておりません。

「岬だより」にも掲載しておりますけれども、通常の銀行等ではちょっと不便があって、コンビニ収納したいという希望者に、先ほど言いましたように電話等で連絡を受けて、用紙をお渡しして納めていただいていると、そういう状況です。

以上です。

川端委員長 ただいまのは歳入の中での答弁漏れの報告ということですので、もう報告ということ

で終わらせていただきたいと思います。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 はい、どうぞ。

中原委員 反対討論を行います。

いろいろとご説明いただいております中で、評価できる点というか、住民本位ということで頑張らせていただいている点も大いにあると思っておりますけれども、お答えいただいた中で学童の負担金ですね、これは平成17年度から始まっておりますし、あと火葬場の使用料の値上げですとか、霊柩車の使用料の負担が新たに発生しているですとか、見舞金とか激励金なんかのカットについて、平成16年度の予算のときの説明の方向なんかで、安心して暮らせるまちという大きなテーマがあったと思うんですけれども、その方向に相反するものではないかと考えますので、こういった新たな負担を住民に強いような結果となったということで、決算の認定はしかねるという立場で反対いたしたいと思えます。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

反保副委員長 賛成の説明をいたします。

先日、上勝町へ視察に行ってきたんですけど、そこでの勉強会では補助費や、あるいは各諸手当が多額になればなるほど、当然のごとく町の財政がもたないと、そういう指摘がございましたが、そのとおりであって、民生費につきましても、もっともっと見直す部分がありましたら見直しの方を講じていかなければ、岬町の方も消滅が待ってるだけと、そういうふうに思われます。

また、病弱な方の補助でなしに、元気な老人を補助と言うかつくっていくと、そういう生きがいを提供することも大切なことだと思っております。そういう中での賛成討論でございます。

川端委員長 反保副委員長の賛成討論が終わりました。

続きまして、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 賛成討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第90号「平成17年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、事業民生委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第90号のうち、事業民生委員会に付託された案件については、本委員会において認定されました。

続きまして、議案第92号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書142ページから164ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第92号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第92号は、本委員会において認定されました。

続きまして、議案第93号「平成17年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したい
と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書165ページから173ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第93号「平成17年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、原案のと
おり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第93号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第94号「平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」を議題と
いたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思
います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書174ページから186ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 182ページの8、報償費、下水道事業受益者負担金一括報償金の中身について、詳細
ご説明をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 下水道課の木下です。

ご質問に、ご説明させていただきます。その一括報償金につきましては、下水道事業の
普及を図るための助成事業の1つでございまして、受益者負担金を一括して納めていただ
いたときに、その負担金の2割に相当する額を一括報償金として交付しておるものでござ

います。17年の実績としましては、98件でございます。

以上でございます。

中原委員 勘違いでした。ありがとうございます。

川端委員長 よろしいですか。

そしたら、他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第94号「平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第94号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第95号「平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書187ページから207ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第95号「平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件」について、原案のと

おり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第95号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第96号「平成17年度岬町漁業集落配水事業特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書208ページから215ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第96号「平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第96号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第102号「平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、決算書282ページから314ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。お諮りいたします。

議案第102号「平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第102号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案17件については、すべて議了いたしました。

本日の審議結果並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、事業民生委員会を閉会いたします。

(午後4時20分 閉会)

(午後4時23分 開会)

川端委員長 引き続き、事業民生委員会協議会を開会いたします。

報告事項が5件及び意見書が2件ございます。

まず、保育料の改定について、担当課より報告をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

保育料の改定案について、ご説明させていただきます。別冊3の資料に沿いまして、現在考えております保育料改定案についてご説明させていただきます。

現行の保育料につきましては、平成15年4月1日から実施されております。

現在、近隣市町村と国基準におきまして、どの程度のパーセンテージを占めているかということ調べてみますと、平成17年度実績で見ますと、阪南市の70%、泉南市の63%、田尻町の65%、熊取町の60%、忠岡町の58%に対しまして、岬町の現行の保育料水準は54.3%という低い水準にあります。

岬町集中改革プランにおきましても、保育料の適正な受益者負担の見直しを掲げておりますので、保育料の改定から4年が経過しました現時点におきまして、近隣市町村の水準

等を考慮しながら、今回、来年の4月実施に向けて保育料を改定するという事で、改定案をお示しさせていただくものであります。

まず、国の保育料の基準はどのようになっているかというのが、次に掲げてございます。

国は3歳未満児と3歳以上児の2つの区分で、7つの階層に分かれて保育料の基準額が示されております。

3番目のところですが、岬町の現行の保育料の体系を示しております。岬町の場合は3歳児という欄を真ん中に設けまして、上の欄には3歳未満児、下の欄には4歳以上児という3つの区分で保育料が分かれております。また、階層につきましても、1から9までの9階層になっております。

次に、保育料の改定金額ですが、一定上限枠を設定して、国基準のおおむね70%に引き上げることを考えております。

今後の保育行政につきましては、子育て支援の推進を図るために、平成17年3月に策定されました岬町次世代育成支援行動計画に基づきまして、本年10月から子育て支援センターを開設してまいりますとともに、来年度から集いの広場事業の実施や一時保育等につきましても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

それでは、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

具体的な保育料の体系と金額、改定額をあらわしております。一番左側が階層区分、その右隣が階層の定義となっており、それぞれ所得税の金額に応じて階層が決められております。

それから、3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3つのブロックに分かれております。

3歳未満児のブロックで説明させていただきます。まず、児童数がございます。平成18年4月1日現在の各階層に属する児童数で、3段書きになっております。一番上が、同一世帯から1人目の児童が入所している数で、中段が、同一世帯から2人目の児童が入所している数、下段が、同一世帯から3人以上、3番目の児童が入所している数です。

次に、国の基準額がございます。続きまして、岬町の現行の保育料の金額欄があります。その次に、国との比較がございます。その次に、現在の保育料と改定を予定している額との増加額があります。その次に、今回改定を予定する額が、現在の何%程度になっているかということが上昇率でございます。最後に、国基準との比較ということで、左の国基準額に対しまして、新しい改定額が、どのぐらいのパーセントまでになるかという表でございます。

それで、現行の保育料から改定額へのアップするときの考え方ですが、この表の一番下のところに2つの「 」がございませう。「 」の2つ目のところに、設定条件が書いてございませう。

改定額については、現行額のおおむね25%増しを限度とすること。それと、おおむね25%でいきますと、かなり水準が上がる場所がありますので、第5階層までは、3,000円増しを上限とします。それから第6階層は、4,000円増しを上限とします。第7階層は、5,000円増しを上限とします。第8・第9階層は、6,000円増しを上限とすること、25%アップか、またはそれぞれに応じた金額の設定をし、かつその上に第6階層までは、国基準のおおむね80%、第7階層以上は、国基準のおおむね85%を限度とすること、3つのうちで一番低い数値をとりました。

以上の条件で見えますと、例えば3歳未満児では、第1階層は無料です。

第2階層につきましては、現行額が3,500円で、25%アップか、または3,000円までということになります。ここでは25%アップで端数処理をしまして、3,500円が900円増しの4,400円となります。

同じく、第3階層も25%アップということで、8,800円が2,200円増しの1万1,000円になります。

次の第4階層につきましては、現行額1万3,200円を25%アップしますと約3,300円上がりますが、第5階層までは3,000円を上限としますので、第4階層につきましては、3,000円の値上げで1万6,200円になります。

第5階層につきましても2万円の保育料に25%アップしますと5,000円上がりますので、上限の3,000円を上げて2万3,000円となります。

第6階層の保育料2万6,000円につきましては、25%アップ6,500円か、または4,000円アップかどちらが低いということで、4,000円アップの方が低いということになりますので3万円になります。

第7階層の保育料3万1,600円につきましても、25%アップでは7,900円になりますが、5,000円の値上げの方が低いのでプラス5,000円で、3万6,600円となります。

第8階層の4万1,600円につきましても、25%アップしますと1万400円になりますが、6,000円アップの方が低いので4万7,600円となります。

第9階層の保育料4万4,500円につきましても、25%アップしますと1万1,1

00円弱になりますが、6,000円アップの方が低いので5万500円となります。

3歳児及び4歳以上児の改定額も、ただいまの説明と同じ考え方で保育料を設定しておりますが、第6階層では、国基準のおおむね80%の上限が、一番低い改定額となります。

第7階層以上におきましても、国基準のおおむね85%の上限が一番低い改定額となります。

保育料の改定に伴いまして、どの程度、保育料総額が上がるかと申しますと、年に換算しまして、現在、保育所入所者の収入状況等を現行のままというふうに据え置きますと、約538万円の増額になります。

なお、3ページにおきましては、近隣市町村の状況と、岬町の現行と、改定案との比較表でございます。各市町村とも所得税の区分がそれぞれ異なりますので、一概に比較しにくいところはあると思いますが、岬町としては現在のかかなり低い水準のところからほぼ平均的なところに、今回の改定で到達するのではないかと考えております。

以上です。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 これちょっと確認ですけれど、報告ということですから、もうこの料金でいくという内容になるかと思えますけれども、ちょっと1つ確認したいところが、3歳児、4歳児で7階層以上ですね、7、8、9で、先ほど「おおむね」という言葉があったかと思えますけれど、85%が上限というところで、そこで85.1、4歳児で85.2というふうに上限を超えてるかと思えますが、それはおおむねでよろしいのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

委員さん指摘のとおりでございます。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

おおむね何%という基準ですが、要はこれ100円単位のところで丸めておりますので、それを100円切り上げるか、切り下げるかというところで、パーセンテージが若干上にくるか、85よりも下にくるかということになるかと思えます。85.2とか85.1という数字ですので、おおむね85%に近い数字ということであれば、この値上げの金額になるかということで、この数字を採用しております。

以上です。

奥野委員 もう一度済みません。

こういういろんな基準が、国の方でもかなり厳しいと思うんですけども、コンマ何ガシの分については別段超えていても、問題はないということになるわけですね。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

国の基準というものが、まず1ページ目の国の保育料基準額というのがありまして、この範囲内で各市町村は決めなさいよというルールがあるわけです。ですから85%にするとか、今回25%アップするにとか、それぞれの階層で3,000円から6,000円までの上限額を決めるとかというのは、各市町村の判断ということですので。要は、国が言ってるのは、国の基準額以内で設定しなさいよということでございます。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 初めのところで、1ページ目のところで、もうこれ報告ですので、私は読んで非常にびっくりしたところがあるんですけども、1番の現状及び理由ということで、その3段落目というか、一番最後のセンテンスですね。「本町は」から始まって、「保育料について、特に見直しをしない理由は見当たらない」というふうに書いてあるので、特に子育て世代なんかの負担とか、生活とかの実態をご存じなのかなと思って、驚いて読ませていただいたところであります。

この反響が、どういう形で出てくるのかという点について、非常に不安があるんですけども、様子を見守っていきたいと思いますけれども、ちょっとひどいなと、特に見直しをしない理由は見当たらないという考えでおられるようでしたら、ちょっとそれはひどいんでないかなというふうに感じています。

それから、他の市町村との比較ということですけども、今まで岬に住んではった人は、今までの料金体系で家計をやりくりしとったわけなんで、ほかの市町村と比較して、こんだけですから負担してくださいよというので、納得されるかどうかという点については非常に疑問を感じています。感想にとどめたいと思います。

川端委員長 ほかの方、もうよろしいですか。

田島委員 この料金改定は、後でまた慎重審議しますんやけど、待機児童というのは、今のところもうクリアしてるかな、あるかな、ないかな。料金改定の前に。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

ただいまの待機児童はございません。

以上です。

川端委員長 そしたら、他の委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ただいまの報告については、ご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、岬町淡輪火葬場指定管理者募集要項の概要について、担当課より報告をお願いします。

白井住民部長 それでは、委員会資料の47ページ、48ページをお開き願いたいと思います。

それでは、今回、淡輪火葬場に指定管理者制度を導入したいと考えておりました、今回提案させていただきます条例とか予算等を議決いただきますと、すぐにこの指定管理者を公募したいと考えておりますので、その募集要項につきまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず、47ページでございます。基本的な運営方針、これはもう記載のとおりでございます。あと施設の概要等は、ご存じのとおりでございます。

3番といたしまして指定管理者が行う業務、書いてありますとおり、すべての業務を、今回、町の方から指定管理者の方に移る予定でございます。なお、詳細につきましては、決まりました指定管理者との間で、基本協定書を結ぶ予定でございます。

次に、4番といたしまして、業務にかかる経費の負担でございます。指定管理者につきまして、本来、利用料金ですべて賄うと、町がお支払いする指定管理料ってらないわけなんですけども、今、火葬場等で約1,300万円、利用料金で600万円ぐらい予定されておりますので、差引700万円ぐらいが、指定管理料になるんじゃないかということでございます。今後、業者等が、どういう提案してくるかによりまして、この指定管理料については、減ることが予想されてるところでございます。

利用料金制につきましては、今回、全部改正条例の中にうたわれているとおりでございます。

そして5番の規定の期間でございます。これも来年4月から3年間、これも条例でうたってるところでございます。

次に、48ページをお開き願いたいと思います。

6番の管理の基本方針、これはほかの施設も一緒なんですけども、平等利用から始まりまして適正な管理という形で、そして指定管理者の財務基盤を維持するという形で、ほぼピアツァ5でも同じような内容でございました。リスク分担については、大体ピアツァ

ア5と同じような形でされる予定でございます。

ちょっと8番の応募資格でございますけども、これにつきまして説明させていただきます。応募者は、火葬場待合室に係る指定管理業務に知識と経験を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営を行うことができる法人、または団体が応募することができます。個人はできません。これだけご注意くださいと思います。ただ、火葬場というのは特殊な業務ですので、公募いたしましても応募者が少ないことも予想されますので、できましたらお知り合いの方がありましたら、ご紹介願いたいなと思っているところでございます。

応募の手續等につきましては、議会の議決が終わりましたらでございます。

選定方法、10番ですけれども、これにつきましては今回の選定については、公募型のプロポーザル方式という形で、選定委員会に基づきまして業者を決めるということになってございます。

この選定基準につきましては、 から まででございます。これにつきましては、すべてさきに公開する予定でございます。そして点数制によりまして、点数の高いものから候補者として決定されるのではないかと思います。これについては、すべて公開する予定でございます。

それとあとスケジュールですけれども、11番ですけれども、用紙の配布等につきましては、今回、条例と予算が絡んでおりますので、議決をいただきましたら、すぐにその日から公募をしたいと考えておまして、用紙の配布を行いまして、そして受け付け、あと説明会等を開きまして11月中に候補者を決定していただきまして、12月の議会で議決、そして来年の4月から指定管理者による淡輪火葬場及び待合室の管理業務を行うと、そのような予定で進めております。こういう内容で管理者を募集したいと、この内容につきまして簡単にご説明申し上げました。

以上でございます。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田（勝）委員 指定管理者に支払いますって、4のあれになっているんやけど、幾らぐらいか。

この金額は言うたんかな、言わへんだ。

白井住民部長 今現在、直営でやってまして、その一部分を民間委託してるわけなんですけれども、超概算ですけれども、経費としては約1,300円かかっております。それに伴いまして、火葬場の使用料とか、動物の火葬の手数料を合わせますと約600万円。ごめんなさい、700万円ですね、税金使ってる状況でございます。

今後、指定管理者の方からいろんな提案をいただいて、収入を上げるような形の提案も出るのかなと期待しておりますので、それによりまして町の700万円が、できたら少しでも減れば、この指定管理者としての制度の一部成功になるのかなと考えてるところでございます。

以上ですけど。

川端委員長 よろしいですか。もうほかの皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、ただいまの報告については、ご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、地域生活支援事業について、担当課より報告をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

それでは、地域生活支援事業について説明と報告をさせていただきます。資料は49ページ、50ページになっております。

障害者自立支援法につきましては、昨年10月末に設立いたしまして、この4月から段階的に施行されているところでございます。この10月から全面施行ということになっておりますが、その中で、この法に規定されました地域生活支援事業につきましても、10月から全面施行ということでございますが、これだけでは何のことかわかりませんので、別冊のカラーのパンフレットをご参照いただきたいと思います。

カラーのパンフレットを1枚めくっていただきまして、3ページの方に、障害者自立支援法によるサービスの仕組みというのが書いております。真ん中に障害者、障害児とありまして、左の方に大きな括弧で「障害福祉サービス」というふうに書いてます。

介護給付、ピンクの部分がございまして、これがホームヘルプとか、児童デイサービスを利用するということで、こういうくくりになっておると。もう1つ、オレンジっぽいのが訓練等給付ということで、グループホーム等がこれに該当いたします。

この障害福祉サービスの利用につきましては、次ページ以下に内容等を書いております。

ちょっと簡単に見ておきますと、4ページをあけていただきますと、障害福祉サービスの内容としまして、訪問系日中活動、居住支援と分けまして、ピンク系が介護給付、オレンジ系が訓練等給付ということで内容が整理されております。

その利用方法は5ページの方で、障害福祉サービスの利用の仕方ということで記載されております。まず、私どもなりに相談していただきまして、申請していただくと。申請し

ていただくというのは、ことしの4月からやっておりますんですけども、障害程度区分なりを決めて、その認定に基づいて受給者証を発行してサービス量なりが決定されていくと。その上で事業者と契約すると、そういう仕組みになっております。

ちなみに、障害程度区分の認定の審査は、阪南市、泉南市と共同事業でやっております。この10月の施行に向けて、今最終の追い込みをやっているというようなことになっております。

それと6ページは、そのサービスを利用したときにかかる費用についての説明であります。費用の1割を負担していただくと、あとの9割は公費で。国が9割のうちの50%、都道府県と市区町村がそれぞれ4分の1ずつと、こういう仕組みになっておるといことです。

それと、もちろん1割負担が大原則なんですけども、利用者負担の上限額というのがあります。これ以上はいただかないよという仕組みになっております。

3ページに戻っていただいて、障害者、障害児に矢印が出ております右上の自立支援医療というのがございます。この自立支援医療については、ちょっと飛びますけど、また7ページの方に戻っていただいて、これまで医療費につきましては、更生医療なり、育成医療なり、精神通院医療というふうにあったんですけども、これが一本化されるということで、原則1割自己負担ですよというふうになります。

ただ、これも医療費の負担上限額というのがあります。この表にありますように、それぞれの収入、所得等に応じて、また、障害の程度区分に応じまして、それぞれ上限額が定まっております。こういう仕組みになっております。

それから、3ページにまた戻っていただきまして、その自立支援医療の下ですけども、補装具の支給というのがございます。補装具というのは、体と一体的になって、医者とか専門家の意見を入れて使用するというもので、義肢とか車いすとか、そういうものでございます。これの購入や使用にかかる費用の原則は1割負担、9割を市区町村等が負担するということになっておりまして、これも上限負担額を設定するということになっております。

本日メインであります地域生活支援事業というのは、一番最後の右下の括弧でございまして、市区町村が障害者を総合的に支援する体制をつくって、さまざまな事業を行いますという内容になっております。

これにつきましては、一番最後の8ページをざっと見ていただきますと、都道府県と市

区町村の地域生活支援事業は、こんなもんですよというふうに書いております。市区町村は、ここに書いているような内容、これはまたこれから説明させていただきますんですけども、こういう内容ですと。都道府県は、さらに専門性の高い相談支援事業とか、専門性の高い広域的に取り組む地域生活支援事業の担当やと、こういうような内容でございます。

資料の49ページの方をお願いいたします。

地域生活支援事業というのは、そういう位置づけのものでございますんですけども、49ページの表の方にありますように、こういうことをやっていくという予定でございます。

相談事業、これはさきに補正予算も可決いただいたところでございますけども、いろんな相談に乗っていきこうということで、現在、阪南市と調整中で、阪南市の尾崎の方で相談事業をやっていきこうということです。

コミュニケーション支援につきましては、これは手話通訳者の派遣とか、それから手話講習会の開催でございますけども、これは今までどおりやっていきこうということです。

それから日常生活用具、これは補装具とよく似たもんなんですけども、別に専門的な知識がなくても買えるというものがございまして、日常生活を便利にするもんやということでございますけども、これもほとんどこれまでどおり実施していくということです。

移動支援はガイドヘルプというもんでございますけども、現在利用されてる方もございますので、現在のサービス事業者を中心に、これまでどおりやっていくということです。

それから地域活動支援事業、これは創作的な活動等も含めてのことなんですけども、これは最初の相談事業と密接にかかわりがありますので、一緒にやるというのが適当やというふうに考えてますんで、これも阪南市の事業に乗っかっていくと、町は負担金を出すという形で、予算内で執行できるという見通しをしております。

その他の事業として、社会参加、これはスポーツ、レクリエーションの開催等でございますけども、来年度以降も予算の確保に努めまして、さまざまなレクリエーション事業なりを実施したいというふうに考えております。

それから日中一時支援でございますけども、日帰りショート等でございますけども、当町の方でも少ないとはいえ利用がありますので、ニーズもありますので、これまでどおり実施していくということでございます。

その他の事業等につきましては、現在、障害福祉計画の策定に向けてアンケートの集約等を進めておりますが、その辺も踏まえて継続し、また検討していきたいというふうに

考えております。

50ページの方、それにかかる利用者負担の考え方でございます。独自に設定せえというような法律の規定なんですけども、考え方としましては、これまで利用料を徴収してきたというサービスについては、引き続き利用者負担を求めますというのが1つ。

それから先ほどのパンフレットにもありましたように、障害者自立支援法は原則定率の1割負担でありますよということから、これは同様の負担を求めていくという考え方でございます。

一方、介護給付等につきましては、先ほど見ていただきましたように、さまざまな上限負担額の設定なり、減免措置が設けられていることがありますので、この地域生活支援事業にかかる利用者負担についても、同様の措置が必要であるというふうに考えます。

これにつきましては大阪府の助言、または強い指導もありまして、大阪府町村長会、それから大阪府市長会、市町村が合意に達しまして、足並みそろえて何とかやっていこうよということで、合意をした内容でございます。

ここは利用者負担をいただくもんだけを書いておりますが、移動支援、ガイドヘルパーでございますけども、考え方としまして、視覚障害者の平均利用月額の1割、もう1割以上はいただかないと。今までの平均の数字なんですけど、それを上限とすることで、課税世帯で4,000円でございます。これは今までデータをとりますと4万1,312円とかになっておったんですけども、数字を丸めて4,000円ということ。なお、非課税世帯についてはその半額、生保世帯はゼロということでございます。

それから、日常生活用具の負担額でございますけども、これは補装具の方は上限が3万7,200円というふうになっております。3万7,200円にしますと、それも考え方等あったんですけども、これまでの利用月額を見ますと、補装具と日具の割合、日具は65%程度でございます。ということなんで補装具の3万7,200円を基本に、約65%ということで数字を丸めて、課税世帯で2万4,000円というふうに落とした金額にしたと。なお、非課税世帯についてはその半額、生保世帯については0円ということで、利用していただくという内容で進めるということでございます。

説明は、以上でございます。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ただいまの報告については、ご確認いただいたということにさせていただいてよろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 続きまして、医療制度改革の概要について、担当課より報告をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 資料5 1ページ、5 2ページを参照してください。

それでは、医療制度改革の概要について報告させていただきます。

今般、医療制度改革に伴いまして、今回補正をお願いした内容もございますので、平成18年6月21日付で、健康保険等の一部を改正する法律が公布され、この10月より施行される改正内容のうち、国民健康保険及び老人保健に関して報告させていただきます。

改正の主な概要でございますが、まず、保険給付の内容、範囲の見直しについてでございますが、70歳以上で課税所得145万円以上の高齢者は、現役並み所得者として保険給付割合が2割から3割になります。それと平成20年4月でございますが、これも65歳から69歳においては3割負担、70歳から74歳の高齢者につきましては1割から2割に、75歳以上の方につきましては変更なしの1割負担となっております。

高額療養費の自己負担限度額の見直しでございます。70歳未満、ここで上位所得者といえますと、被用者保険においては月収53万円以上、国民健康保険においては年間所得が600万円以上の方をいいます。次に、70歳以上、現役並み所得者とは、月収28万円以上で、課税所得145万円の方をいいます。人工透析を要する上位所得者につきましては、自己負担限度額1万円から2万円に改正されております。保険給付の特定療養費は廃止し、保険給付として保険外併用療養費に改正され、また、新たに入院時生活療養費が創設されております。

続きまして、国保基盤強化策の継続としまして、高額医療費共同事業が対象医療費を70万円から80万円に引き上げられ、18年度以降21年度まで継続されます。

それと、新たに保険財政共同安定化事業が創設されました。これも高額医療費と同じく、都道府県内の市町村税の国保間の国保料の財政の安定化を図るため、今回30万円以上の医療費について、各市町村が国保連合会に拠出して事業を行っていくものでございます。

次に、今回この医療制度改革におきまして、大きな改革がございました。後期高齢者医療制度についてであります。現行の老人保健制度を改名、新たに75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度の創設でございますが、これは後期高齢医療広域連合を平成20年4月までに創設することになりました。この後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに区域内の全市町村が加入し、広域的に後期高齢者医療の事務を行うものでございます。

このため本年9月に広域連合設立準備委員会を設置し、広域連合設立までの間の準備作業に取りかかります。準備委員会の体制につきましては、市長会、町村長会の代表が参画することとしており、今年度の役員市町村、11市町村ございますが、その首長で組織されております。また、今後の主なスケジュールとしては、下記のとおりでございます。

また、後期高齢者医療制度の内容につきましては、まず、負担割合としましては1割、被保険者対象者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳の未満の者であって、寝たきりの方が対象でございます。

保険者は後期高齢者医療広域連合、仮称でございます。保険料につきましては、広域連合の区域内で均一の保険料とします。また、保険料の徴収につきましては、年金18万円の方からの天引きでございます。

それと、主なスケジュールの中身で、当年でございますが、平成18年12月議会におきまして広域連合規約の議決、また、18年度分の運営費の負担金に係る補正予算を提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

川端委員長 ただいまの報告に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ただいまの報告については、ご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、開発協議等の進捗状況等について、担当課より報告をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興の梶本です。

それでは53ページ、54ページをご参照ください。開発協議等の進捗状況について、ご報告させていただきます。

整理番号1、開発場所は淡輪地区でございます。みさき公園駅から国道を左側に500メートルほど行きました、現在ホテルリングのところでございます。

事業主は、近畿住宅建設株式会社、敷地面積6,671.06平方メートル。開発概要ですが、共同住宅147戸で、現在協議中でございます。

以上でございます。

川端委員長 ただいまの報告に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 よろしいですか。じゃあ、ただいまの報告については、ご確認いただいたということ

にさせていただきます。

続きまして、本委員会で取り扱いを協議すべき意見書が2件ございます。

まず、道路整備の推進に関する意見書（案）についてのご審議をお願いいたします。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。そしたら、議長の方から。

和田（博）議長 この関係については、毎年出しております。第二阪和の関係で、道路財源を確保するということで議会の中で、去年も出して、大体毎年出してると思うんですが、そういうやつです。

以上です。

中原委員 済みません。第二阪和にかかわる財源の確保ということで、その点についてはいいと思うんですけども、これは実際に出すときの文書は、どんな格好になるのかな。

ここの参考例というのを見せていただいたときに、ちょっと正直言って岬町にはあんまり関係ないというか、高速道路とか都市部における整備がどうか、我々に関係のあることは、それは第二阪和なんかの生活道路、やっぱり生活に密着したところにお金を確保するということなんかと思うので、いかがですか。

和田（博）議長 これについては岬町だけで要望してもできないので、多くの自治体とできるだけ歩調を合わせて財源を確保したい。現在は皆さんご存じのように、国の方では特定財源はなしというような話が出ておりますし、そういうことだったら我々の第二阪和についても前進できない。こういうことでございますから、現在は確かに和歌山と深日の間、調査予算がついてますが、これも事業予算に早急に変えていかなあかんというところがございしますので、この辺でやっぱり全自治体の中でそういう手をつないで、この道路財源を確保していく、こういうことであります。

それからもう1つ、文書について変えるんでしたら、それは委員会の中で変えてもろたら結構です。これは1つたたき台ですから。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

中原委員、よろしいですか。

中原委員 文書についてなんですけども、この7番は必要だと思うんですけど、ちょっとこの1番、2番については、見直していただく必要があるんじゃないかなと。このままでいくのであれば、私は委員会として、この意見書を取り扱うことについては賛成できかねます。

和田（博）議長 文書については、委員会の中で調整してもらったら結構です。

私どもの方は、特定財源を確保するということが必要なことでありますから、第二阪和の関係で、その辺については委員会にお任せするので、また委員長、副委員長を中心に意見を調整しながら、文書は変えていただいたらいいんじゃないかと思います。それはお任せします。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 そういうことであれば。

川端委員長 これは去年の

和田（博）議長 これを出すということになったらあと調整だけ、文書の方の。

川端委員長 委員の皆さん、もう一応出すということで、文面については去年のも参考にしながら修正、検討していこうかなと思いますので、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 それでは、提案者をどなたにさせていただくか。

（「副委員長さん」の声あり）

川端委員長 副委員長、よろしく申し上げます。そしたら反保副委員長に、本会議最終日に意見書案の提案をしていただきますので、よろしく申し上げます。また、他の委員の皆様には賛成者の署名、よろしくお願ひいたします。

続きまして、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）についてのご審議をお願いします。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

辻下議会事務局長 事務局からちょっと近隣の状況を報告します。

岸和田以南でございますが、岸和田市さんについては17年12月に可決しております。それと熊取町さんは6月で採択済みということです。それで、また泉南市さんと忠岡町さんは否決ということになっております。ただ、こういうことですので、弁護士さんの方は、また42市町村について再度お願いしに行くということを言ってますので、国の状況もありますし、この29.2%ですか、それをどっだけ引き下げてくるんかも見てみゃんとあかんということになってくるかと思ひます。

以上が、事務局の報告でございます。

川端委員長 そしたら、また提案していきたいと思ひますけども、提案者はどなたに。

（「奥野さん」の声あり）

川端委員長 そしたら奥野委員、お願いできますか。

奥野委員 はい。

川端委員長 そしたら、奥野委員が本会議最終日に意見書（案）の提案をしていただきますので、よろしくお願いいたします。また、他の委員の皆様には賛成者の署名、よろしくお願います。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 なければ、委員の皆さん、大変にご苦労さまでございました。

これで事業民生委員会協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後5時10分 閉会）

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年9月11日

岬町議会

委 員 長

川 端 啓 子